

# **寄居町高齢者保健福祉計画 (骨子案)**



# 目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格及び位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	9
1 人口・世帯等の状況	10
2 介護保険	12
3 高齢者の状況	15
第3章 現状を踏まえた課題	32
1 予防・健康づくり	33
2 介護・医療	34
3 交流・生きがい・社会参加	35
4 在宅生活の継続	36
5 安全・安心・緊急時対応	37
第4章 高齢者保健福祉計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	39
2 施策の体系	41
第5章 高齢者保健福祉計画の施策展開	43
1 重点的な取り組み	44
基本目標1 自立支援、介護予防・重度化の防止	46
基本目標2 在宅生活支援の充実	52
基本目標3 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり	66
基本目標4 サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり	71



## 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

わが国の総人口は、令和5年3月1日現在、約1億2,457万人（確定値、総務省統計局）で、このうち65歳以上人口（以下、高齢者人口）は約3,619万人、総人口に占める高齢者人口割合（以下、高齢化率）は29.1%となっており、前年同月に比べて総人口、15歳未満人口（以下、年少人口）、15～64歳未満人口（以下、生産年齢人口）、高齢者人口全てが減少しています。

本町においても、令和5年10月1日現在における高齢化率は34.9%で、3人に1人以上が高齢者となっています。そして、令和7（2025）年には36.1%、令和22（2040）年には42.5%に達すると見込まれており、今後も高齢化の進行が予想されます。今後一層、高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯や、認知症の人の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要は更に増加し、また多様化することが想定されます。一方、現役世代の減少はより顕著となり、保健・福祉・医療サービスの更なる連携強化、また、高齢者同士や地域において高齢者を支え合う仕組みの構築・充実と、高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められています。

このような状況の中、福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

本町では、寄居町高齢者保健福祉計画において、団塊世代が75歳以上になる令和7年（2025）年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制づくりの実現を目指し、基本理念「支えあい みんながともに暮らすまち よろい」をもとに、4つの基本方針（「健康増進・生きがいづくり」「地域とともに暮らすまちづくり」「安全で住みやすいまちづくり」「介護予防と重度化の防止」）を継承し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきました。

令和6年度から8年度を計画期間とする新たな「寄居町高齢者保健福祉計画」においても、計画の基本理念を引き継ぎ、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現を図ります。

## 2 計画の性格及び位置づけ

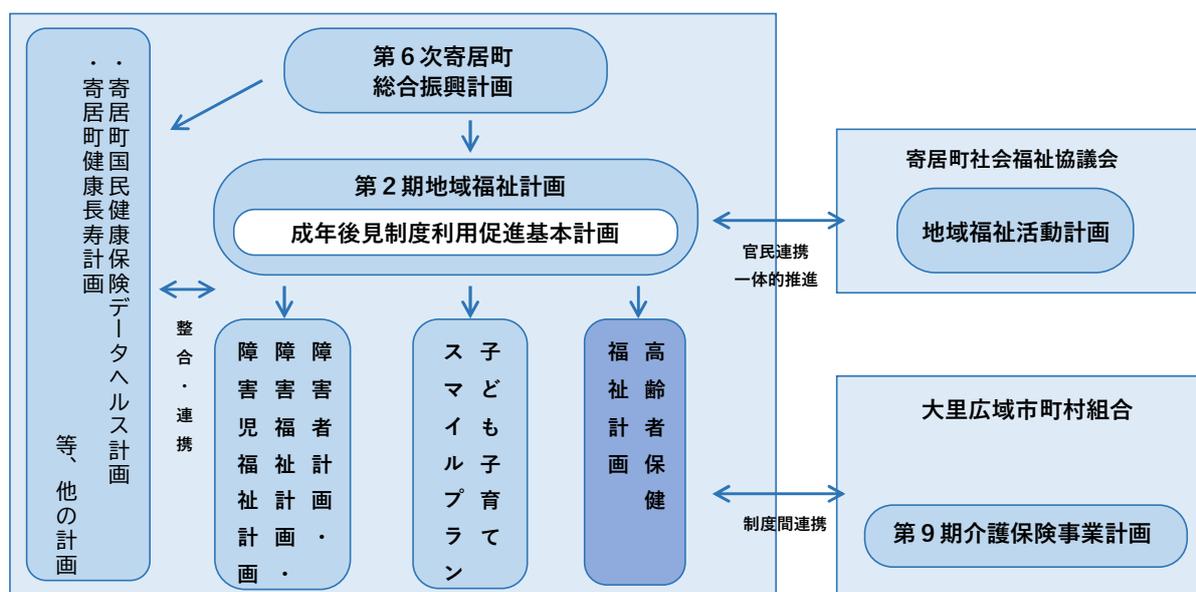
「高齢者保健福祉計画」は、『老人福祉法』第20条の8に基づき策定される行政計画で、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、介護サービスや介護予防事業、住民による自主的活動等として実施される介護予防の取り組み、認知症等の予防のためのサービス、ひとり暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等、福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。高齢社会へ総合的に対応するまちづくりの指針であるばかりでなく町民活動との連携の指針となるものです。

### 老人福祉法

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

なお、この計画はまちづくりの指針である第6次寄居町総合振興計画に基づき策定するとともに、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置づけられた「第2期寄居町地域福祉計画」、大里広域市町村圏組合が策定する介護保険事業に関連する「第9期介護保険事業計画」、高齢者施策と関連する「寄居町障害者計画・第7期寄居町障害福祉計画・第3期寄居町障害児福祉計画」、「寄居町健康長寿計画」等との整合を図り策定するものです。また、埼玉県の高齢者支援計画や医療計画等との整合を図り策定するものです。

### 計画の位置づけ



埼玉県高齢者支援計画、埼玉県地域保健医療計画 等

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3か年で、計画課題を解決するための目標を定め、その目標を実現する施策、事業の体系と事業量の数値目標を定めています。なお、他の計画との関係は以下のとおりです。

計画の期間

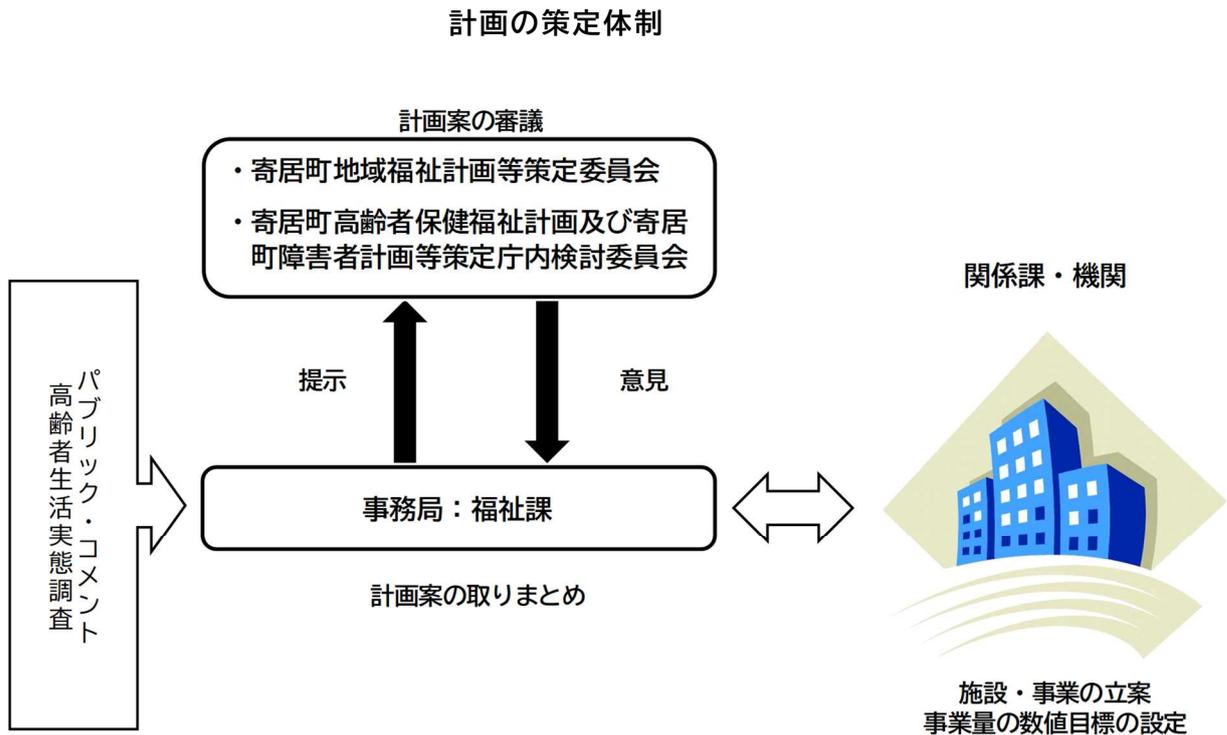
区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第6次寄居町総合振興 計画	基本構想（平成29年度～令和8年度）				次期計画	
	後期基本計画（令和4年度～令和8年度）				次期計画	
寄居町地域福祉計画	（～令和7年度）			次期計画		
寄居町高齢者保健福祉 計画	（令和6年度～令和8年度）			次期計画		
大里広域市町村圏組合 第9期介護保険事業計画	（令和6年度～令和8年度）			次期計画		
寄居町国民健康保険 データハルス計画	（令和6年度～令和11年度）					
寄居町障害者計画 寄居町障害福祉計画 寄居町障害児福祉計画	（令和6年度～令和8年度）			次期計画		
寄居町子ども・子育て スマイルプラン	（～令和6年度）			次期計画		
寄居町健康長寿計画 （健康増進計画）（食育推 進計画）（自殺対策計画）	（令和5年度～令和9年度）				次期計画	

## 4 計画の策定体制

### (1) 審議の過程

本計画は、町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため庁内の関係各課の職員からなる「寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会」を設置し、計画策定を進めました。

高齢者の生活に関係する各課、機関と連携し、施策・事業の立案と事業量の数値目標の設定を行います。



## (2) 高齢者生活実態調査の実施

計画策定に当たり、要支援・要介護認定者を除く在宅の一般高齢者1,500人を対象に「高齢者生活実態調査」(以下「実態調査」という。)を実施し、健康状態や生活不安の状況、社会参加の状況などを把握しました。これらの調査結果を踏まえ、今後の施策・事業を検討するための基礎資料としました。

### 調査の内容と方法

調査地域	寄居町全域
調査の対象	要支援・要介護認定者を除く在宅の65歳以上の高齢者
サンプル数	1,500人(無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年6月29日～令和5年7月21日
調査内容	(1) 家族構成について (問5) (2) 保健・医療について (問6～問11) (3) 安心・安全について (問12～問16) (4) 緊急時の対応について (問17～問20) (5) 認知症施策について (問21) (6) 交流や生きがいについて (問22～問25) (7) 福祉サービスについて (問26～問27) (8) 町への要望について
回収数	859人(有効回収率=57.3%)

### (3) パブリック・コメントの実施

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリック・コメントを実施しました。

#### パブリック・コメントの実施概要

意見募集案件	寄居町高齢者保健福祉計画
実施期間	令和5（2023）年12月14日～令和6（2024）年1月12日
閲覧	町公式ホームページ、福祉課、男衾連絡所（※）、用土連絡所（※）
意見を提出できる方	町民（町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者）
意見提出方法	郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参
意見提出者数	〇人
意見数	〇件

※男衾連絡所及び用土連絡所における閲覧期間は令和5年12月14日～令和5年12月28日。



## 第2章 高齢者を取り巻く現状

# 1 人口・世帯等の状況

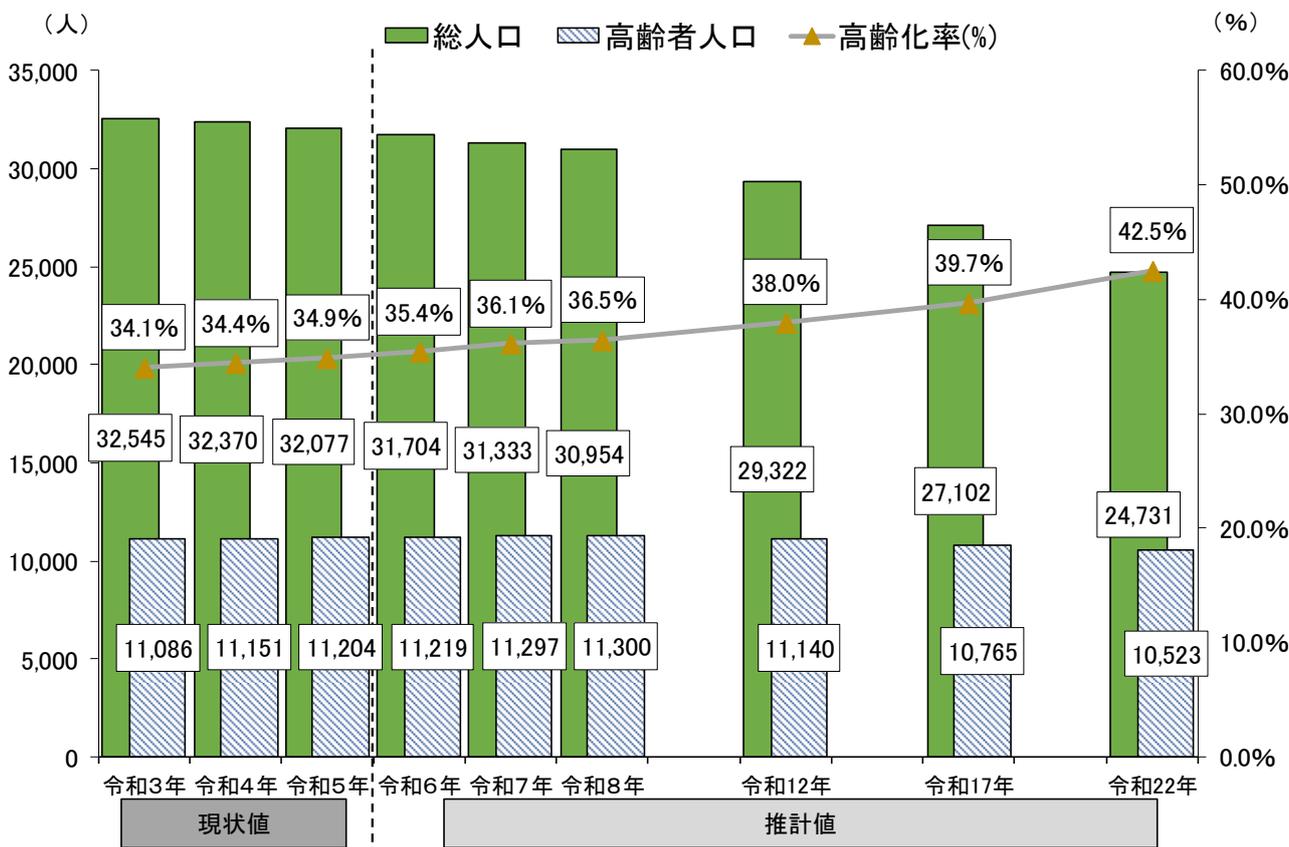
令和5年10月の本町の人口（住民基本台帳）は32,077人で令和3年10月から468人減少しました。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、令和3年10月の11,086人から令和5年10月には11,204人となり、高齢化率34.9%となっています。

高齢世帯数は高齢単身世帯、高齢夫婦世帯とも増加しています。今後もこの増加傾向は続き、単身世帯の方がより増加傾向が高くなっています。今後もこの傾向は続き、令和22年には単身世帯、夫婦世帯がほぼ同数となることが予想されます。

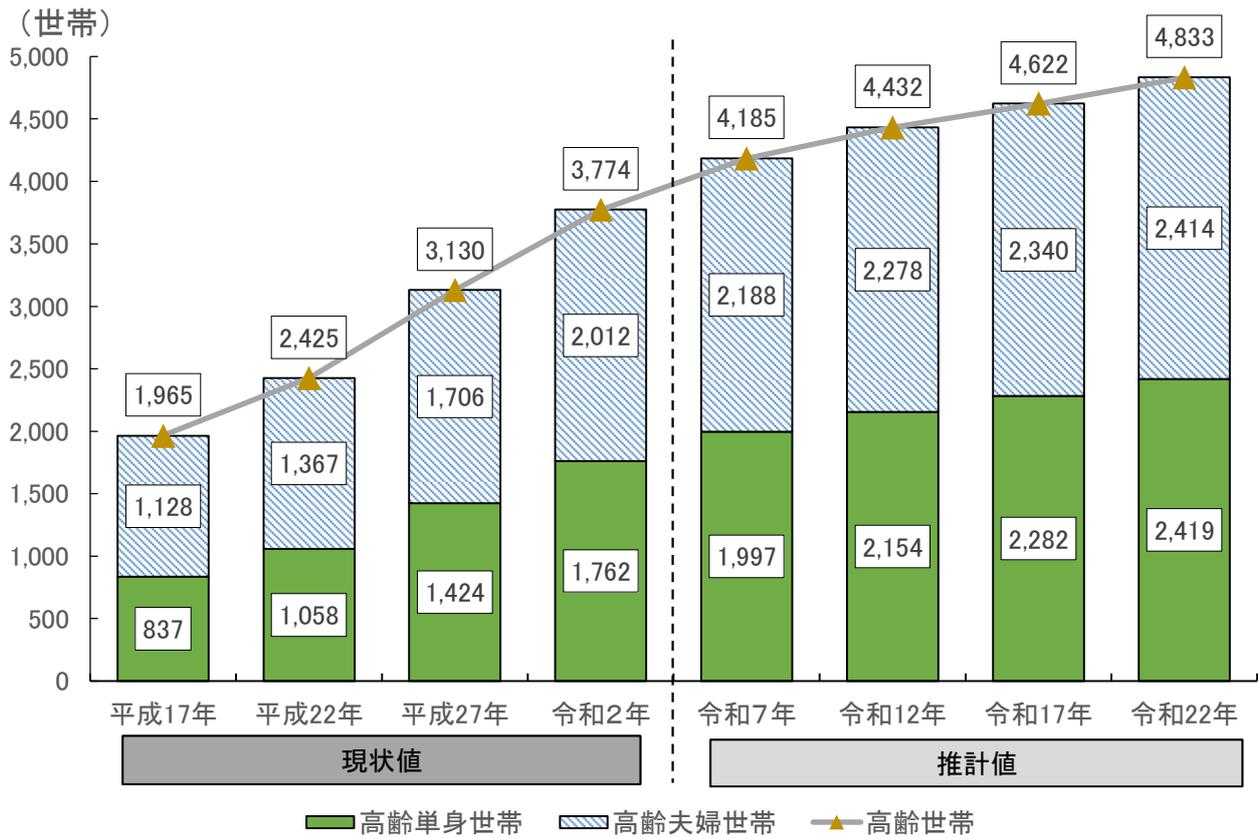
※町住民基本台帳人口（各年10月1日）。

※推計値：大里広域市町村圏組合によりコーホート変化率法にて推計。

高齢化の推移



高齢世帯数の推移



資料：国勢調査、令和7年以降は推計値

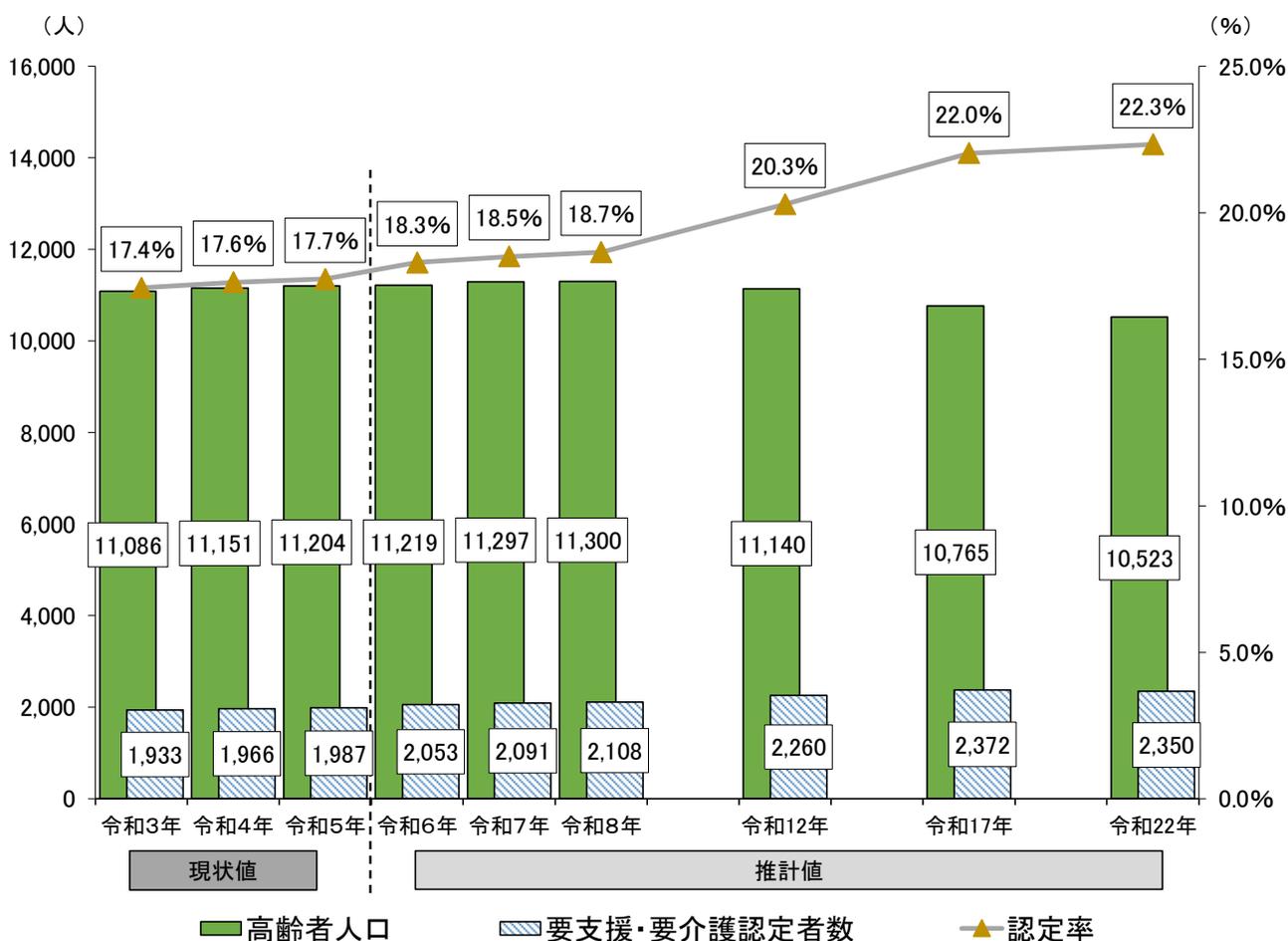
## 2 介護保険

### (1) 要支援・要介護認定者の推移

現在、介護保険運営は、大里広域市町村圏組合で行われていますが、介護予防事業に関しては、高齢者を対象に、介護予防教室を大里広域市町村圏組合と町、地域包括支援センターとの連携により、実施しています。

令和5年10月現在の要支援・要介護認定者数は1,987人、同認定率は17.7%となっています。令和5年まで認定者数・認定率は概ね横ばいの傾向にありましたが、今後は認定者数、認定率ともに増加が見込まれています。

要支援・要介護度別の認定者数の推移

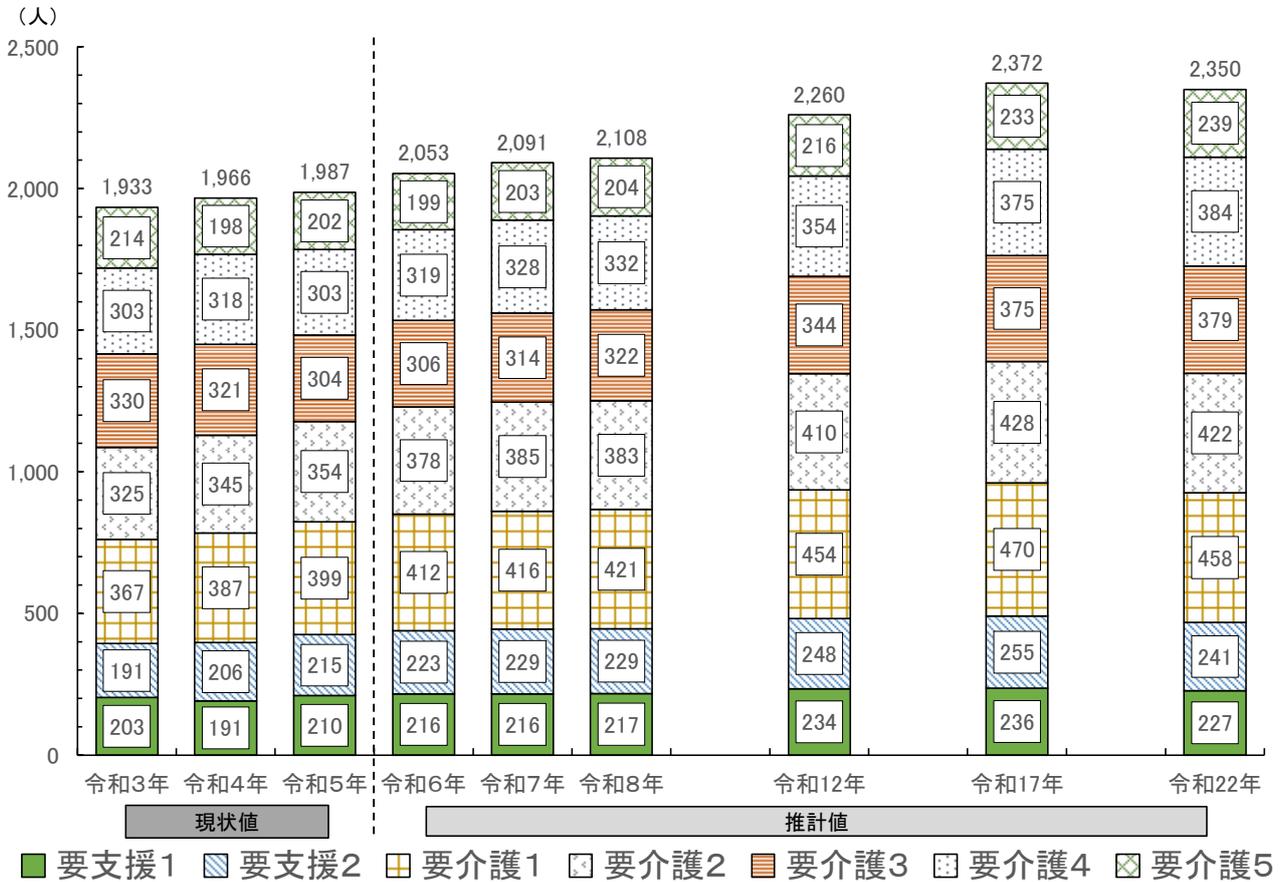


※令和5年までは各年10月の実績値、令和6年以降は推計値。

資料：大里広域市町村圏組合による圏域全体の推計値から寄居町分を算定した値。

要支援・要介護度別の認定者数の推移をみると、令和3年以降、全体として増加し、特に要介護1・要介護2（計）が増加すると見込まれています。

要支援・要介護度別の認定者数の推移



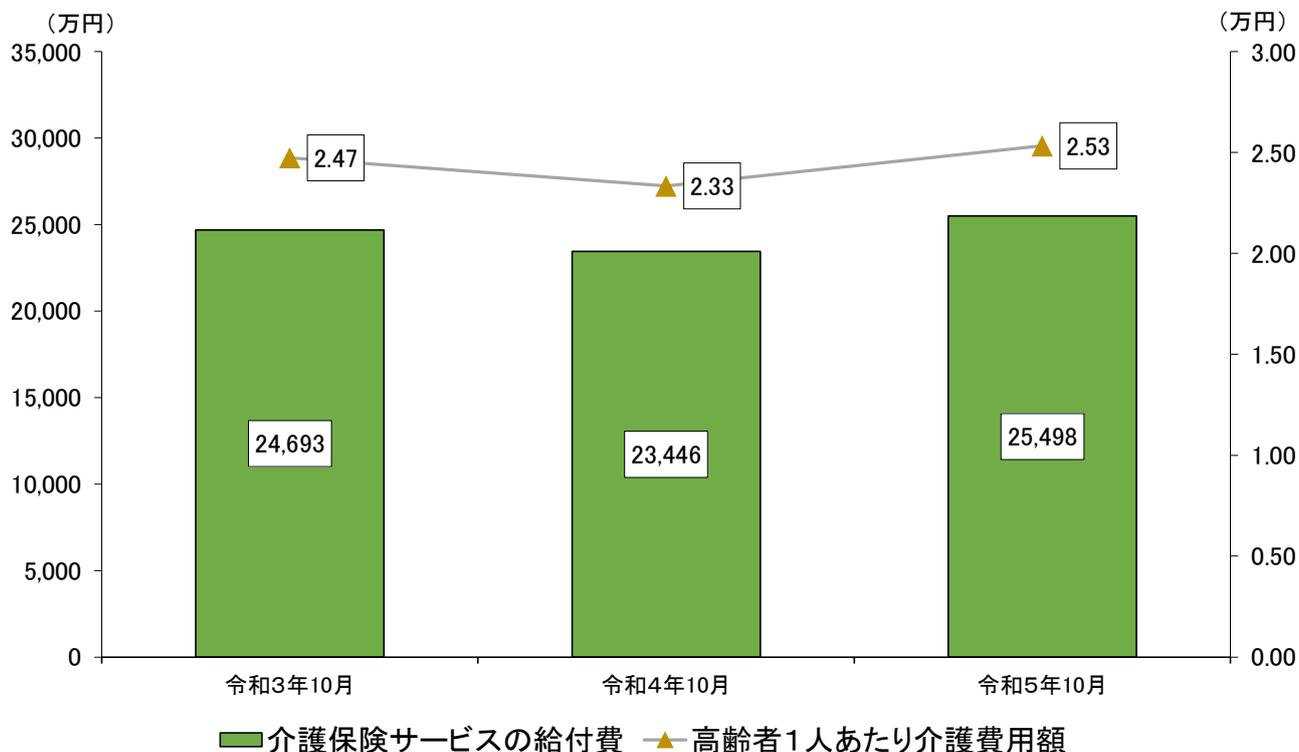
※令和5年までは各年10月の実績値、令和6年以降は推計値。

資料：大里広域市町村圏組合による圏域全体の推計値から寄居町分を算定した値。

## (2) 介護保険サービスの費用と給付費の推移

令和5年10月の介護保険サービスの給付費は、2億5,498万円で、介護費用額は、高齢者1人あたり、約2万5,300円となっています。令和3年から令和5年では、一定の増加とはならず、各年で異なった金額となっています。

介護保険サービスの費用と給付費の推移



資料：大里広域市町村圏組合による。

### 3 高齢者の状況

#### (1) 介護予防・保健・医療

##### 【町の取り組み】

##### ◎介護予防の推進

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加することが想定されることから、介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険事業）や寄居町健康長寿計画と連携を図り、高齢者の自立支援と重度化防止に資する介護予防事業を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で感染症対策を講じながら規模を縮小する等、限定的な事業の実施となりました。

##### ◎効果的な介護サービスの展開

在宅介護者の負担軽減や介護に関する知識の普及・啓発を図るための教室やサロンを開催しました。また、寝たきりの高齢者などに対して介護支援サービスを提供するとともに、サービス事業者のさらなる介護技術の向上に向けた支援を進めてきました。

その他、一般高齢者などを対象に意識啓発を行うことで、自らの介護予防への取り組みを後押ししてきました。

##### ◎高齢者の健康

「寄居町健康長寿計画」を策定し、高齢者の健康づくりとして、要介護認定者数の増加の抑制、身体活動の維持・向上への取り組みの推進、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の認知度の向上、口腔機能の維持、向上への取り組みの推進に取り組んできました。

##### ◎地域医療と介護の連携強化

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、自宅や職場の近くに「かかりつけ医」及び「かかりつけ歯科医」を持つことを勧めてきました。また、深谷寄居医師会の協力の下、他科受診を必要とする高齢者の増加に対応するため、病診連携を強化してきました。

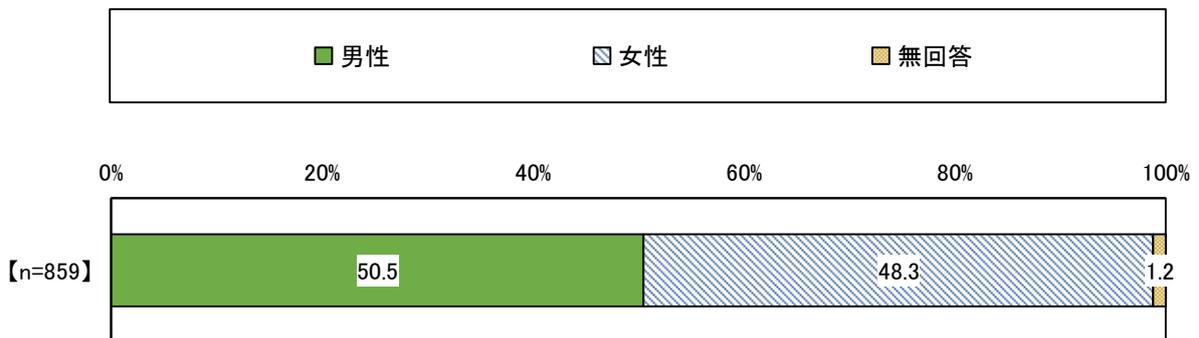
さらに包括的な地域ケア体制を構築するため、地域ケア会議の組織化と在宅医療・介護連携を推進するとともに、第1層（町全域）に引き続き、第2層（地域公民館単位7地区）生活支援コーディネーターを町内2箇所の地域包括支援センターに配置しました。

【実態調査結果】

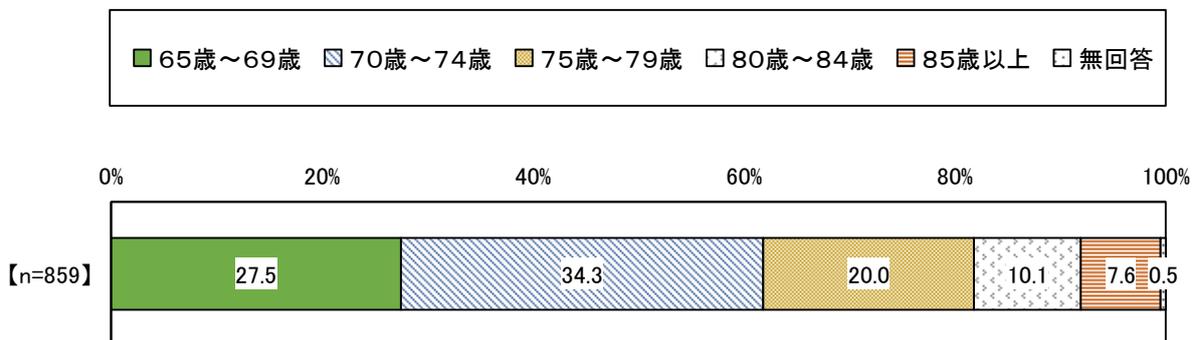
回答者の性別は、男女半々となっています。年齢では「70歳～74歳」が34.3%で最も多く、次いで、「65歳～69歳」が27.5%で多くなっています。

世帯構成は、「夫婦ふたり暮らし」が44.1%で最も多くなっています。これに「単身世帯（一人暮らし）」（12.9%）、「高齢者のみの世帯（高齢の親や兄弟と同居）」（3.8%）を合わせると、高齢者のみの世帯は合計で60.8%と6割を超えています。

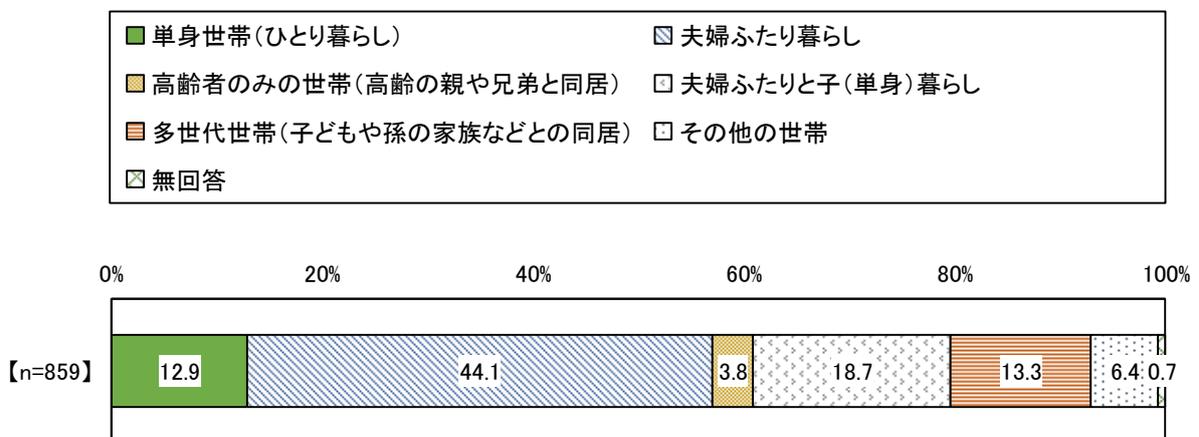
回答者の属性（性別）



回答者の属性（年齢）



回答者の属性（世帯構成）

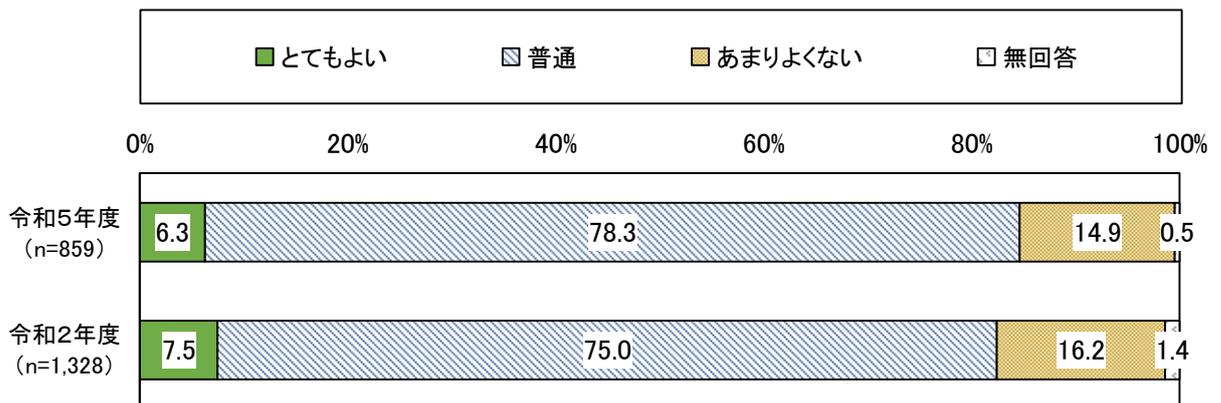


【注】アンケート結果については小数第2位を四捨五入して、割合を算出しているため、合計は100.0%にならない場合があります。

現在の健康状態は、経年でみても、大きな変動はなく、「普通」が7割を超えて最も多くなっています。性別では大きな違いが見られませんが、居住地区別では、「用土地区」で「あまりよくない」が多くなっています。

年齢別では、75歳以上の方が74歳以下の方より「あまりよくない」が多くなっています。

現在の健康状態 経年比較



現在の健康状態 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	現在の健康状態			
			とてもよい	普通	あまりよくない	無回答
全体		859	6.3	78.3	14.9	0.5
性別	男性	434	7.8	75.6	16.1	0.5
	女性	415	4.6	81.2	14.0	0.2
居住地区	市街地地区	66	4.5	84.8	9.1	1.5
	西部地区	121	9.1	74.4	16.5	0.0
	桜沢地区	111	1.8	82.0	16.2	0.0
	折原地区	72	6.9	79.2	12.5	1.4
	鉢形地区	153	7.2	83.7	9.2	0.0
	男衾地区	233	6.0	79.0	14.2	0.9
	用土地区	98	8.2	64.3	27.6	0.0
年齢	前期高齢者（74歳以下）	531	6.4	80.0	13.0	0.6
	後期高齢者（75歳以上）	324	6.2	75.3	18.2	0.3

健康診断の受診状況は、男女ともに6割以上の方が「ほぼ毎年受診している」と回答しています。居住地区別に見ると、市街地地区では他の地域に比べて、「ほぼ毎年受診している」が少なくなっています。また後期高齢者の方についても、「ほぼ毎年受診している」が少なくなっています。受診しない理由については、「通院中だから」が最も多く、西部地区、折原地区、また後期高齢者の方で多くなっています。

健康診断の受診状況 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	健康診断の受診状況			
			ほぼ毎年受診している	2～3年に1回の割合で受診	ほとんど受診していない	無回答
全体		859	66.4	10.9	21.8	0.9
性別	男性	434	68.2	10.4	21.0	0.5
	女性	415	64.6	11.3	22.7	1.4
居住地区	市街地地区	66	57.6	16.7	25.8	0.0
	西部地区	121	66.1	14.0	19.8	0.0
	桜沢地区	111	69.4	10.8	19.8	0.0
	折原地区	72	69.4	11.1	18.1	1.4
	鉢形地区	153	66.7	12.4	20.3	0.7
	男衾地区	233	65.2	6.9	25.3	2.6
	用土地地区	98	69.4	11.2	19.4	0.0
年齢	前期高齢者（74歳以下）	531	71.9	10.5	16.8	0.8
	後期高齢者（75歳以上）	324	57.7	11.7	29.3	1.2

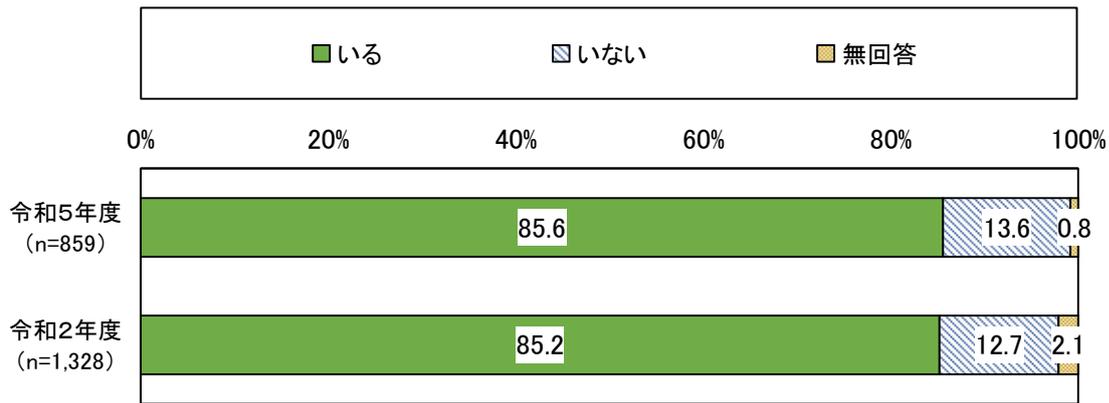
健康診断を受診しない理由 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	健康診断を受診しない理由								無回答
			忙しいから	通院中だから	会場が遠いから	忘れてしまうから	健康に自信があるから	面倒だから	その他	特に理由はない	
全体		187	2.7	39.0	1.1	2.1	4.3	11.8	10.7	25.1	3.2
性別	男性	91	2.2	36.3	1.1	1.1	6.6	15.4	7.7	26.4	3.3
	女性	94	3.2	42.6	1.1	3.2	2.1	7.4	13.8	23.4	3.2
居住地区	市街地地区	17	5.9	41.2	0.0	0.0	5.9	0.0	11.8	35.3	0.0
	西部地区	24	0.0	58.3	0.0	0.0	0.0	8.3	4.2	20.8	8.3
	桜沢地区	22	9.1	18.2	0.0	0.0	0.0	22.7	13.6	31.8	4.5
	折原地区	13	0.0	53.8	7.7	0.0	7.7	7.7	7.7	15.4	0.0
	鉢形地区	31	3.2	32.3	0.0	3.2	12.9	3.2	22.6	19.4	3.2
	男衾地区	59	1.7	40.7	1.7	1.7	3.4	18.6	8.5	23.7	0.0
	用土地地区	19	0.0	36.8	0.0	10.5	0.0	10.5	5.3	31.6	5.3
年齢	前期高齢者（74歳以下）	89	3.4	22.5	0.0	4.5	3.4	15.7	15.7	31.5	3.4
	後期高齢者（75歳以上）	95	2.1	55.8	2.1	0.0	4.2	8.4	6.3	17.9	3.2

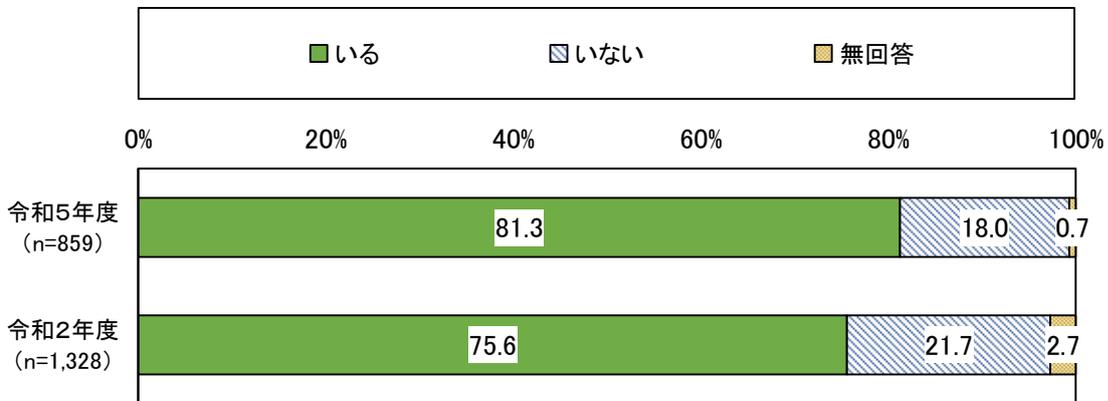
85%以上の方がかかりつけ医が「いる」との回答しており、前回調査に比べて微増となっています。かかりつけ歯科医が「いる」との回答は約80%で、前回調査に比べて増加しています。またかかりつけ薬局がある方は66.0%となっています。

主観的健康感の低下を防ぐこと、定期的な健康診査の受診、かかりつけ医やかかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局をもつことは、健康の維持・増進の大切な要素となります。

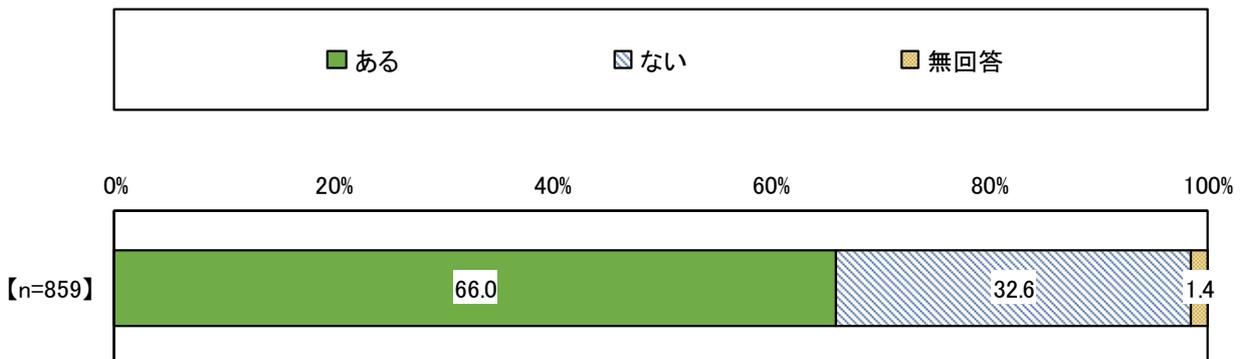
かかりつけ医の有無 経年比較



かかりつけ歯科医の有無 経年比較



かかりつけ薬局の有無



## (2) 安心・安全

### 【町の取り組み】

#### ◎防犯・安全対策の強化

高齢者一人ひとりが安心して暮らせるよう、悪徳商法や特殊詐欺に対する防犯・相談体制を強化するとともに、交通安全施策の確保に努めてきました。また、高齢者が安心して外出できるまちづくりを進めてきました。

また、配慮が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者に対する地域の防災体制を強化し、災害時に安心して避難ができる地域づくりを目指してきました。

#### ◎生活支援の充実

高齢者の安心した暮らしを支援するため、生活基盤の確保、緊急時通報システムの普及や救急医療情報キットの配布等の緊急時対応、デマンド交通システムの普及や移送サービスの推進等の交通利便性の向上に努めてきました。

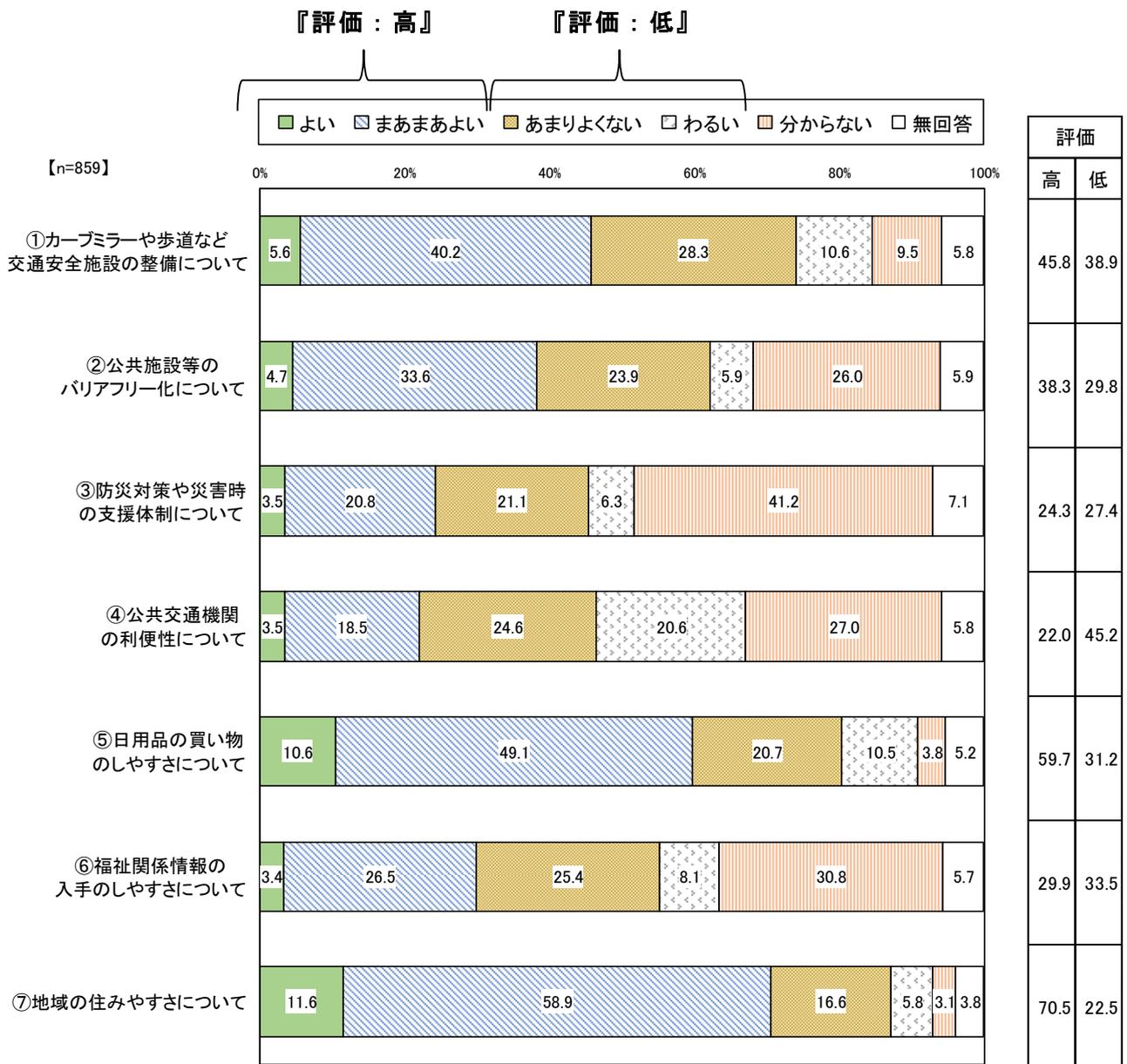
【実態調査結果】

◎地域の住みやすさ

「よい」と「まあまあよい」の回答を合わせた『評価：高』について「⑦地域の住みやすさについて」が70.5%と最も多く、次いで「⑤日用品の買い物しやすさについて」が59.7%、「①カーブミラーや歩道など交通安全施設の整備について」が45.8%となっています。

一方、「あまりよくない」と「わるい」の回答を合わせた『評価：低』について「④公共交通機関の利便性について」が45.2%と最も多く、次いで「①カーブミラーや歩道など交通安全施設の整備について」が38.9%、「⑥福祉関係情報の入手のしやすさについて」が33.5%となっています。

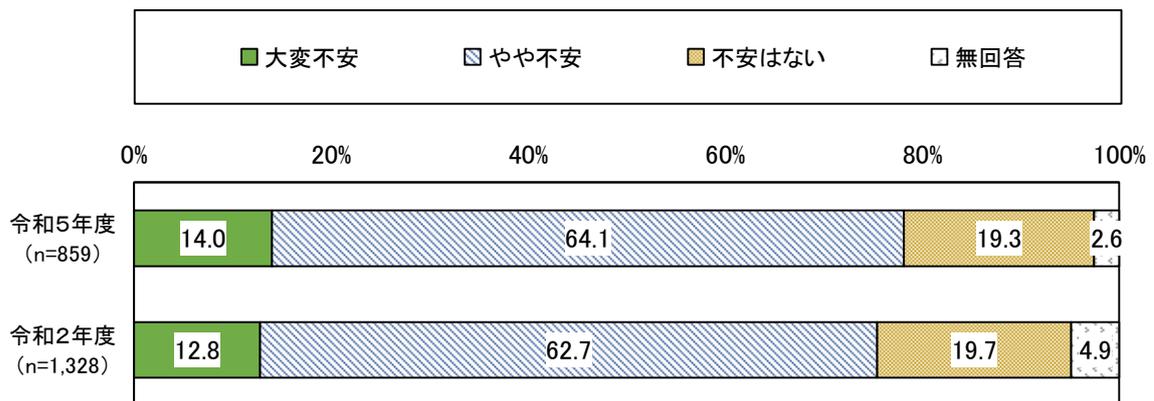
地域の住みやすさ



◎将来の不安

現在または将来の生活の不安について、「不安はない」との回答は約2割弱、約8割弱の方が「不安を感じている」となっています。前回調査に比べると、「大変不安」、「やや不安」は増え、「不安はない」は減っています。また、不安を感じる理由としては、身体機能や体力の低下、介護が必要になったときのこと、病気になったときのことなどが上位を占めています。健康面や介護面に対する不安が多くなっています。

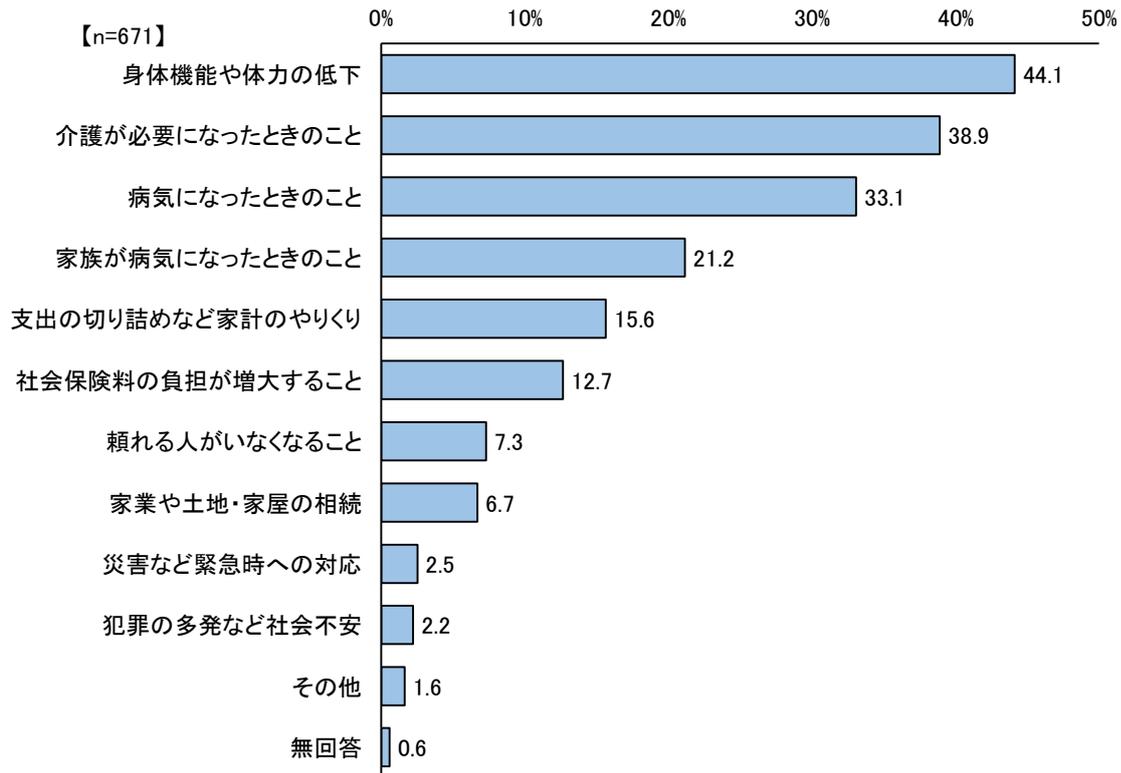
現在または将来に対する不安 経年比較



現在または将来に対する不安 性別、地区別、年齢別 (人、%)

		合計	現在または将来の生活への不安			
			大変不安	やや不安	不安はない	無回答
全体		859	14.0	64.1	19.3	2.6
性別	男性	434	15.4	59.4	22.8	2.3
	女性	415	12.8	68.7	15.9	2.7
居住地区	市街地地区	66	18.2	53.0	28.8	0.0
	西部地区	121	12.4	67.8	18.2	1.7
	桜沢地区	111	11.7	68.5	16.2	3.6
	折原地区	72	22.2	65.3	12.5	0.0
	鉢形地区	153	12.4	66.0	18.3	3.3
	男衾地区	233	13.7	64.4	18.0	3.9
	用土地地区	98	12.2	60.2	25.5	2.0
年齢	前期高齢者 (74歳以下)	531	13.4	69.5	15.4	1.7
	後期高齢者 (75歳以上)	324	14.8	55.6	25.6	4.0

### 具体的な不安

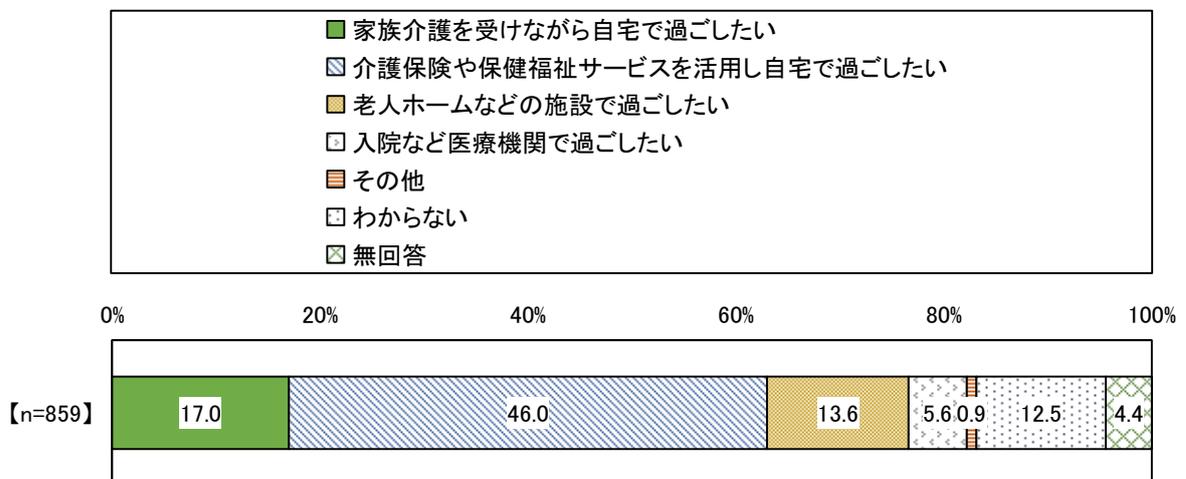


### ◎医療・介護を受ける際の生活の意向

『自宅で過ごしたい』（「家族介護を受けながら自宅で過ごしたい」＋「介護保険や保健福祉サービスを活用し自宅で過ごしたい」という方は約6割となっており、自宅での生活を望む方が過半数となっています。中でも4割半を超える方が行政サービスの活用をしながらの生活を望まれています。

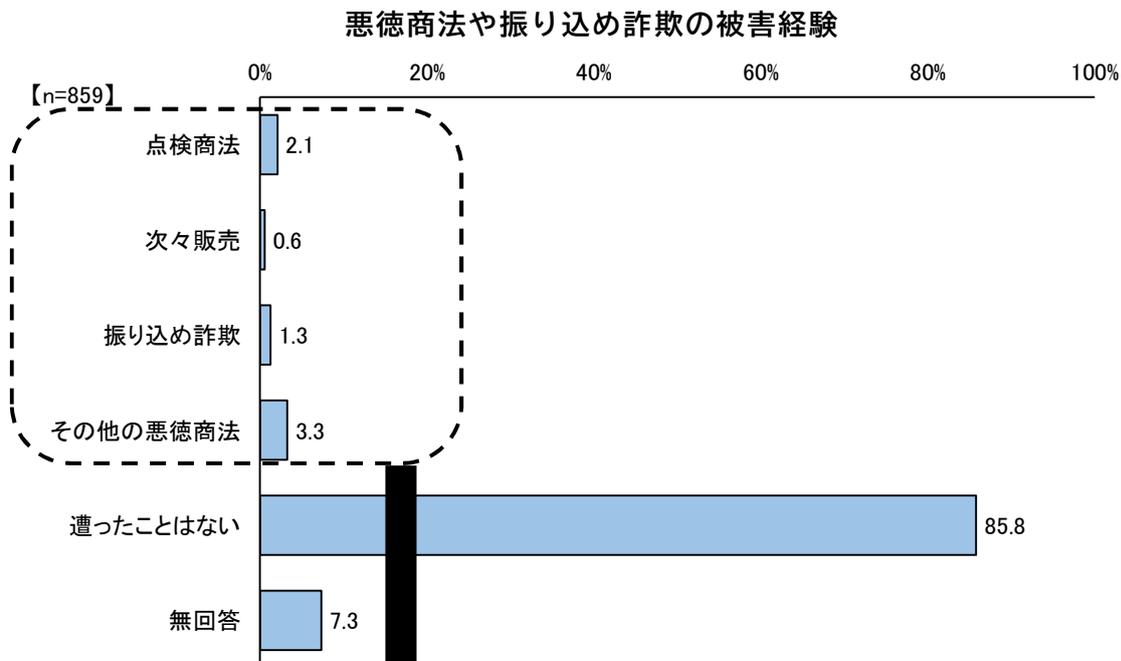
また「わからない」という回答も約1割あり、将来の生活スタイルをご家族の方などと話し合う機会を設けることも重要になります。

### 医療や介護が必要になった時に過ごしたい場所

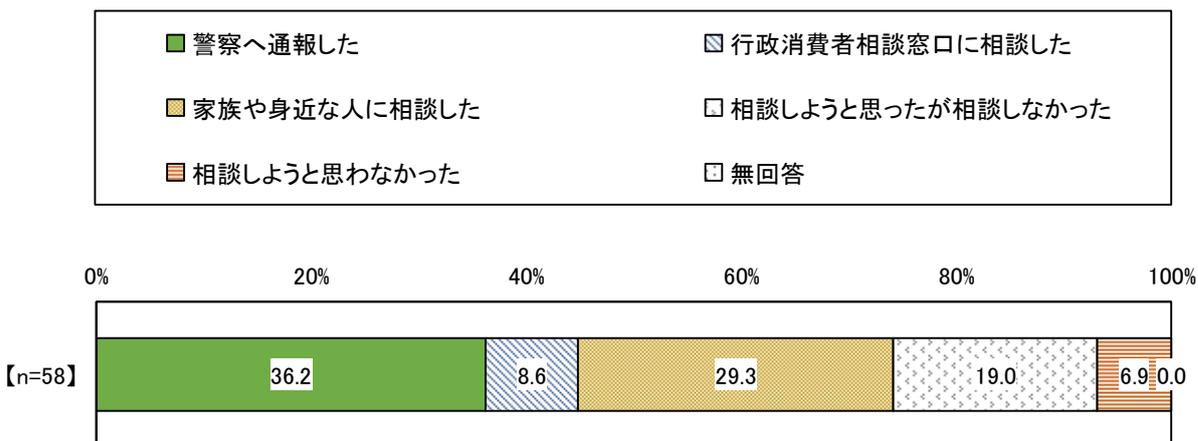


### ◎消費者被害

悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害の経験がある方は859人中の58名で6.9%となります。また被害にあわれた方の対処方法は「警察へ通報した」が最も多くなっている一方で、「どこかに相談しようと思ったが相談しなかった」(19.0%)、「相談しようと思わなかった」(6.9%)も一定数の割合いることがわかります。



複数回答が可能な項目のため、各回答の割合の合計と被害経験がある方の回答者全体に対する割合は異なります。



## ◎運転免許

運転免許の自主返納に対する考えでは、「考えたことがない」(45.4%)が最も多くなっています。「考えたことがない」は男性の方が多く、居住地区別では用土地区が最も多く、年齢別でみると、前期高齢者の方が多くなっています。

運転免許の自主返納について 性別、地区別、年齢別(人、%)

		合計	運転免許証の自主返納について				
			考えたことがある	考えたことがない	既に返納した	もともと免許をもっていない	無回答
全体		859	40.4	45.4	5.2	7.3	1.6
性別	男性	434	29.5	63.6	3.5	2.1	1.4
	女性	415	52.3	25.5	7.2	13.0	1.9
居住地区	市街地地区	66	33.3	40.9	10.6	12.1	3.0
	西部地区	121	43.8	41.3	1.7	10.7	2.5
	桜沢地区	111	42.3	44.1	5.4	8.1	0.0
	折原地区	72	45.8	45.8	2.8	4.2	1.4
	鉢形地区	153	45.1	40.5	5.9	7.2	1.3
	男衾地区	233	39.5	46.4	6.0	6.0	2.1
	用土地区	98	29.6	60.2	5.1	4.1	1.0
年齢	前期高齢者(74歳以下)	531	39.9	52.9	2.1	4.3	0.8
	後期高齢者(75歳以上)	324	41.0	33.3	10.2	12.3	3.1

### (3) 緊急時対応

#### 【町の取り組み】

##### ◎いざという時の備え

ひとり暮らし高齢者を対象とした緊急時通報システムの普及や救急医療情報キットの配布等の緊急時対応に努めてきました。

災害対策基本法（第49条の10）により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、災害発生時に自力で避難することが困難な方に、あらかじめ同意の上、登録していただき、その情報を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有して、災害時の避難支援や安否確認に役立てることを目的に災害時避難行動要支援者名簿の登録を推進してきました。

#### 【実態調査結果】

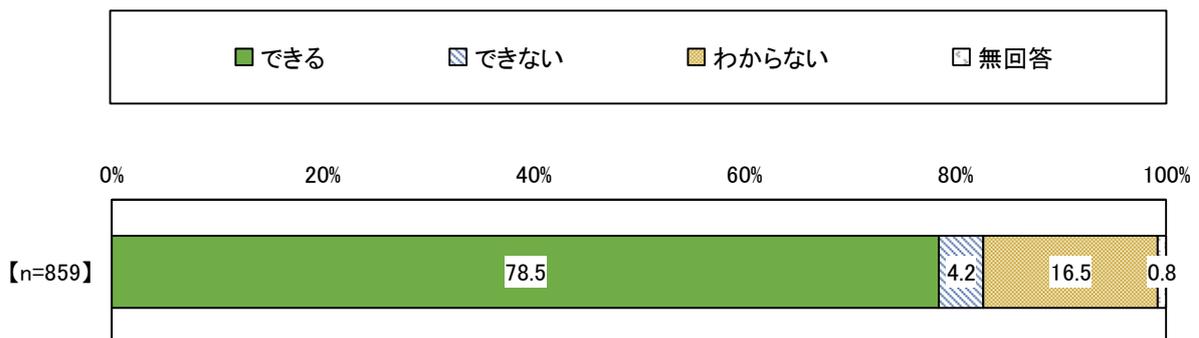
##### ◎防災対策や災害時の支援体制

火事や地震、台風等災害時に一人で避難することが可能かでは、「できる」が78.5%でした。一方、「わからない」は16.5%、「できない」は4.2%となっています。

災害時、家族が不在もしくは一人暮らしの場合に助けてくれる人の有無について、「いない」との回答は全体で20.8%、家族構成別でみると、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が他の家族構成に比べて高くなっています。

災害時避難行動要支援者名簿の認知度は74.6%の方が「知らない」と回答しています。

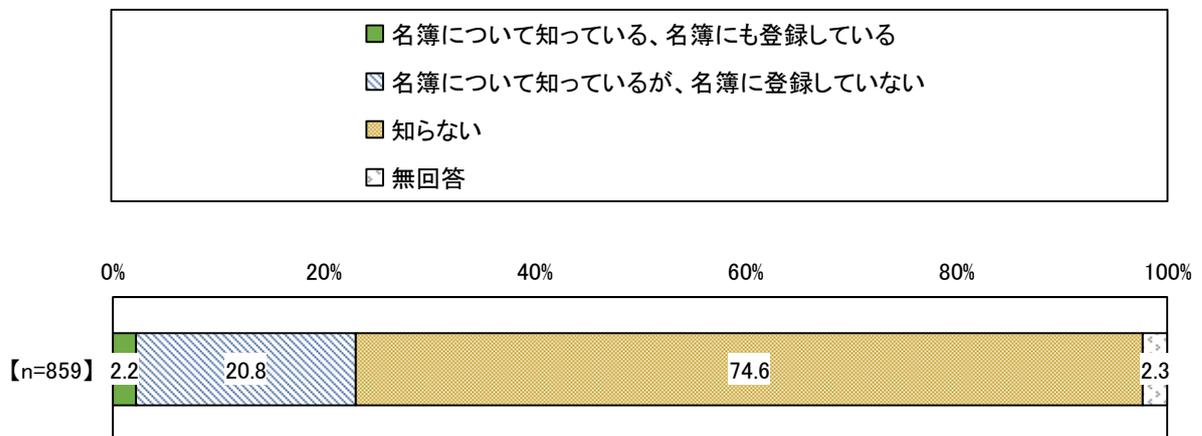
災害時一人で避難できるか



災害時一人で避難できるか 家族構成別（人、％）

		合計	災害時の避難を助けてくれる近所の人の有無			
			いる	いない	わからない	無回答
全体		859	38.6	20.8	38.0	2.6
家族構成	単身世帯（ひとり暮らし）	111	36.0	27.0	36.9	0.0
	夫婦ふたり暮らし	379	39.6	21.1	37.5	1.8
	高齢者のみの世帯 （高齢の親や兄弟と同居）	33	42.4	36.4	21.2	0.0
	夫婦ふたりと子（単身）暮らし	161	34.8	16.8	42.9	5.6
	多世代世帯 （子どもや孫の家族などとの同居）	114	48.2	16.7	30.7	4.4
	その他の世帯	55	25.5	20.0	52.7	1.8

災害時避難行動要支援者名簿の認知度



◎急な体調不良への状況

急な体調不良の際に、看病やお世話をしてくれる人の有無について、「いない」は全体で12.7%ですが、単身世帯では53.2%と4倍以上になっています。

看病やお世話をしてくれる人の有無 家族構成別（人、％）

		合計	急な体調不良の際、看病人の有無			
			いる	いない	わからない	無回答
全体		859	82.5	12.7	4.4	0.3
家族構成	単身世帯（ひとり暮らし）	111	37.8	53.2	9.0	0.0
	夫婦ふたり暮らし	379	89.2	7.7	2.9	0.3
	高齢者のみの世帯 （高齢の親や兄弟と同居）	33	78.8	18.2	3.0	0.0
	夫婦ふたりと子（単身）暮らし	161	93.2	2.5	3.7	0.6
	多世代世帯 （子どもや孫の家族などとの同居）	114	93.0	3.5	3.5	0.0
	その他の世帯	55	74.5	12.7	10.9	1.8

## (4) 認知症

### 【町の取り組み】

#### ◎認知症施策の推進

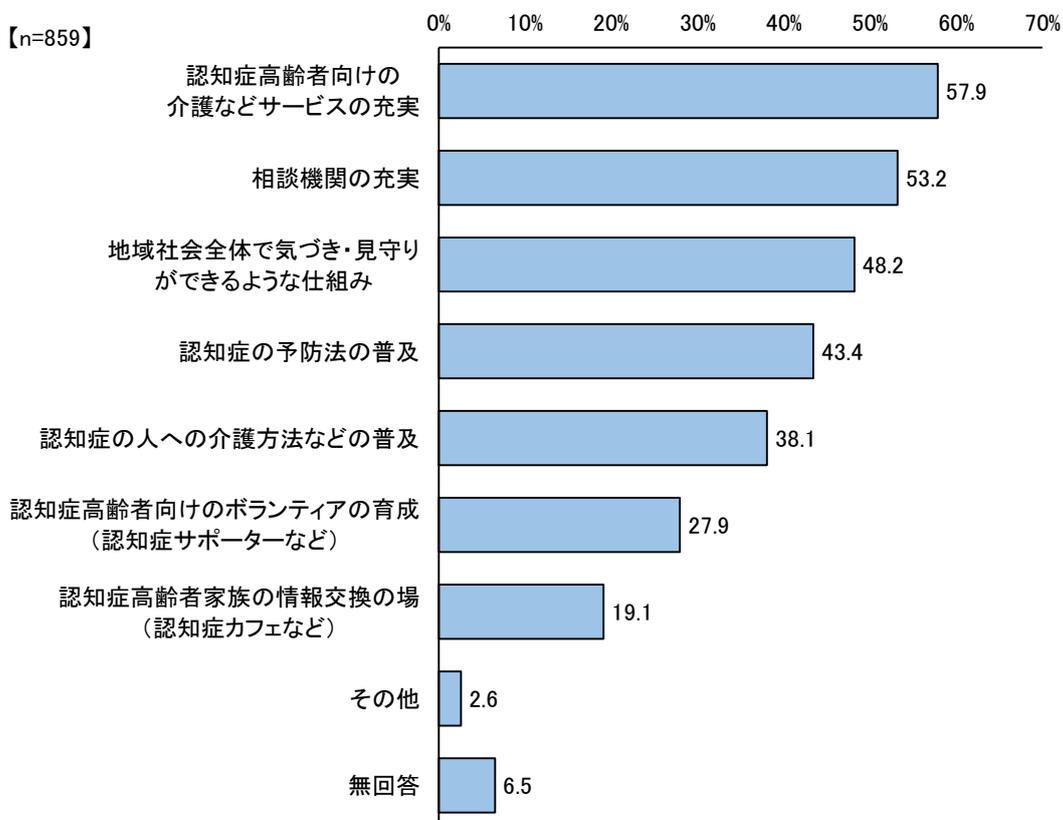
高齢者人口の増加に伴い、今後、ますます認知症高齢者が増加することが想定される中、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域における見守り、支援・相談体制の充実を図ってきました。また認知症に対する意識の向上を図るため、認知症簡易チェックシステムの普及・啓発に努めてきました。

### 【実態調査結果】

#### ◎認知症に対する取り組み

認知症に対する取り組みとして必要だと思うことは、「認知症高齢者向けの介護などサービスの充実」が最も多く、次いで「相談機関の充実」「地域社会全体で気づき・見守りができるような仕組み」「認知症の予防法の普及」と続きます。実際のサービスに次いで、相談、地域での見守り、情報提供といった取り組みに必要性を感じていることがわかります。

認知症に対する取り組みとして必要だと思うこと



## (5) 交流・生きがい

## 【町の取り組み】

## ◎地域コミュニティの充実

ひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者が地域の中で孤立せず、安心して暮らせるよう、福祉委員活動、民生委員活動、地域支えあい活動、ふれあいサービス活動など、町民相互の支えあい活動を推進し、重層的なコミュニティの充実を目指してきました。

## ◎高齢者の活躍機会の拡大

元気な高齢者が地域の中で活躍できるよう、就業機会の拡大や社会貢献機会の拡大を図ってきました。

## 【実態調査結果】

## ◎人とのつながり

近所に気軽に話しができる友人の有無について、全体で「いる」が66.1%、性別で見ると女性のほうが男性よりも多くなっています。

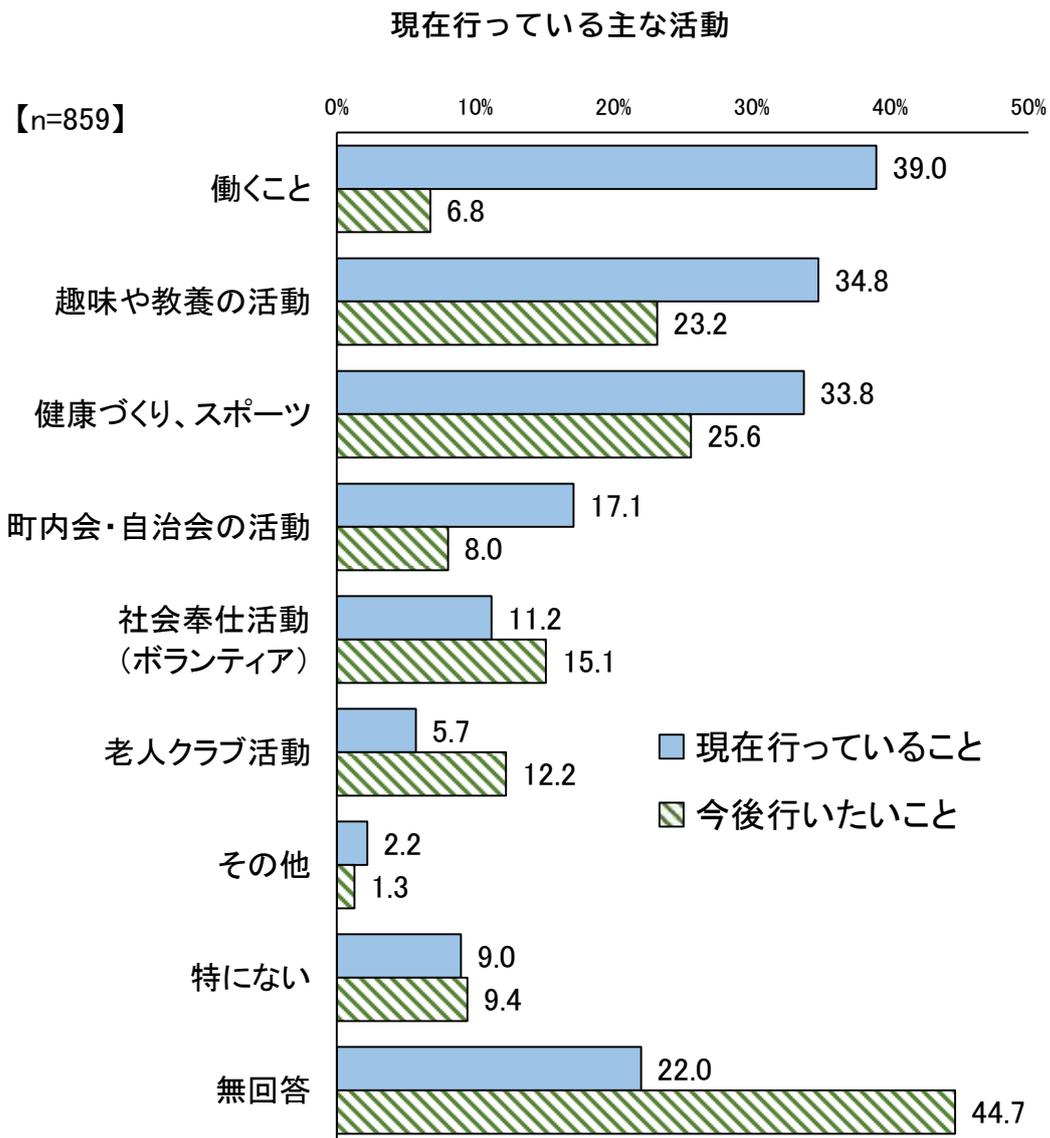
近所に気軽に話しができる友人の有無 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	近所に気軽に話しができる友人はいるか		
			いる	いない	無回答
全体		859	66.1	32.7	1.2
性別	男性	434	59.0	39.9	1.2
	女性	415	73.5	25.3	1.2
居住地区	市街地地区	66	66.7	31.8	1.5
	西部地区	121	66.9	33.1	0.0
	桜沢地区	111	66.7	31.5	1.8
	折原地区	72	69.4	29.2	1.4
	鉢形地区	153	63.4	35.9	0.7
	男衾地区	233	67.0	30.9	2.1
	用土地地区	98	64.3	35.7	0.0
年齢	前期高齢者（74歳以下）	531	62.7	36.7	0.6
	後期高齢者（75歳以上）	324	71.9	25.9	2.2

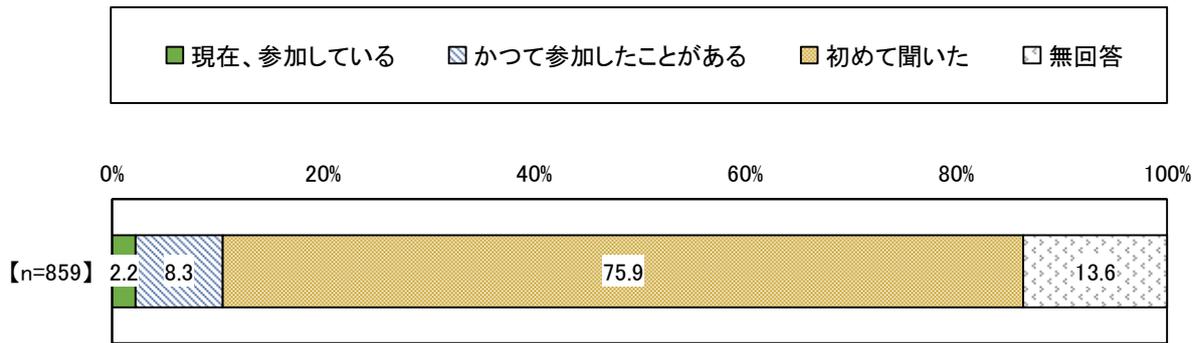
◎活動

現在行っている主な活動は、働くこと、趣味や教養の活動、健康づくり・スポーツの順、今後行いたいまたは参加したい活動は、健康づくり・スポーツ、趣味や教養の活動、社会奉仕活動（ボランティア）の順となっています。

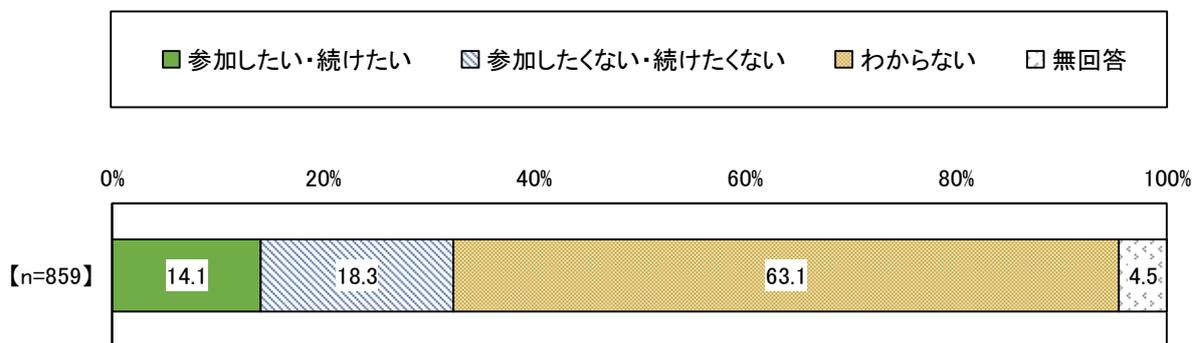
「いきいき百歳体操」の参加状況では、「現在、参加している」との回答は2.2%ですが、今後の参加意向では「参加したい・続けたい」が14.1%となっています。潜在的な需要がある一方で「わからない」との回答も63.1%いることがわかります。



### いきいき百歳体操への参加経験



### いきいき百歳体操への参加意向



※「いきいき百歳体操」は、準備運動、おもりを使う筋力運動、整理体操の3つで構成され、日常生活でよく使う腕や脚などの筋肉を鍛える体操。

### 第3章 現状を踏まえた課題

## 1 予防・健康づくり

高齢者の健康寿命の延伸への取り組みは一人ひとりが生きがいのある暮らしを地域社会で営むことができるだけでなく、フレイルを予防し、介護予防につながるという点で、高齢者福祉計画において、ますます重要となります。高齢者の状態に合わせ、自立支援・介護予防・重度化防止等の適切な医療・福祉サービスが提供できるように、高齢者の保健事業と介護予防とを一体的に実施する必要があります。

### ◎健康づくり・介護予防

町では特定健診をはじめとした健康づくりへの取り組み、身体活動や口腔機能の維持・向上をはじめとした介護予防への取り組みを実施しています。こうした活動の周知を行うことで、参加促進を図るだけでなく、健康意識の啓発を行い、高齢者が個々の実情に応じて、健康づくり・介護予防に積極的に取り組むことができるようにすることが重要です。従来の健康づくり・介護予防への取り組みは新型コロナウイルス感染症の影響により、前期では計画通り実施できていない状況であるため、感染症対策を行いながら、従前のように実施していくことも大切です。

### ◎活動的で生きがいを持てる生活環境づくり

健康状態や身体機能の維持だけでなく、活動的で生きがいを持てる生活を営むことも健康づくり・介護予防の観点で重要です。生活機能の向上とともにこうした生活環境の整備や地域づくりが求められています。

### ◎高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施

健康づくり・介護予防は高齢者の実情に合わせて、実施していくことが重要です。要介護状態に至るリスクが高いフレイルの予防や要介護度の重度化の予防など、提供するべきサービスは実情によって異なります。そのために高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が大切です。

#### ～フレイルとは？～

高齢者の心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。多くの高齢者はフレイルの時期を経て、要介護状態に至ります。一方で、運動や食事などの生活習慣を改善することでフレイルの進行を食い止め、健康な状態に回復できることもわかってきました。フレイルの進行を予防するには、「運動」「栄養」「社会参加」が大切です。

## 2 介護・医療

第9期介護保険事業計画の策定に当たり、国の指針では介護サービスの計画的整備、地域共生社会の実現、介護人材の確保を重視しています。介護サービスについては、実情に合わせた基盤整備の他に在宅サービスの充実が挙げられています。また認知症基本法の制定に伴い、地域社会における認知症高齢者への理解促進を目指しています。

### ◎介護サービスの基盤

団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて、地域特性に応じたサービス基盤の整備を考えていくことが必要です。単身世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者の方の増加から、より介護サービスの需要が多様化することも想定されます。こうしたニーズを事業者や地域と共有するとともに医療・介護の連携も重視しています。

### ◎在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組み

要介護状態になっても可能な限り、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療・介護連携に関する相談支援、住民への普及啓発、医療・介護関係者の情報共有の支援、医療・介護関係者の研修などの対応が求められています。またその暮らし方がより本人の望むものとなるように、ACP（人生会議）を行い、本人・家族・医療・ケアチームの話し合いを行うことが望ましく、周知啓発の重要性が高まっています。かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことも、本人の意思に沿った暮らし方を決定する一助となります。健康状態等を随時、相談することで、早期の対応が可能となるため、在宅生活がより安心できるものとなります。また地域の医師会等と協働して、認知症施策も含め、在宅医療・介護の連携による取り組みの強化が求められています。

### ◎認知症対策の強化

これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づいて、各種施策を進めてきましたが、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、より強力に施策を進めていくことが求められています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らしていけるよう、認知症に関する理解促進、認知症の方の権利擁護をはじめ、認知症の予防や介護サービス基盤・相談体制の整備のほかに、認知症の方が自立して暮らしていくための認知症バリアフリーについての取り組みや社会参加機会の確保についても求められています。

### 3 交流・生きがい・社会参加

高齢者・高齢者世帯が増加するなか、多世代交流、趣味や特技を生かし、生きがいや役割意識を持って過ごせる地域を作っていくことが大切です。本人の自発的な介護予防行動をとることを促すことや、社会参加を維持するためには、配偶者や友人・知人だけでなく、近隣の人も含め、多方面での交流のできる機会を構築していく必要があります。

#### ◎生きがいづくり・社会参加

高齢者が地域社会で自立して生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って暮らすことが重要です。これまでに得た技能や経験を生かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域貢献できる場づくりが求められています。

#### ◎地域の担い手づくり

昨今の災害を受けて、地域の防災力の向上が注目されています。防災にとどまらず、防犯や生活支援等の機能も持つこともあり、民生委員や自治会をはじめとした地域社会の担い手の必要性が高まっています。高齢者であっても、元気な方は多く、そういった方が地域の担い手として活躍できるような地域社会への支援が求められています。

#### ◎居場所づくり

交流することによって、高齢期における主観的健康感の低下を防ぎ、心身の健康維持にもつながると言われています。ひとり暮らし高齢者の増加に伴う閉じこもり予防の観点からも、多世代との交流の場づくりが求められます。地域社会における居場所づくりは国の「孤独・孤立対策の重点計画」でも示され、さらに令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立しています。

## 4 在宅生活の継続

ひとり暮らし高齢者又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加など今後の多様なニーズへの対応をしながら、より多くの方が在宅生活を継続できるような体制の構築を目指していく必要があります。

### ◎多様な生活支援ニーズへの対応

ひとり暮らし高齢者又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者も増加することが想定されます。これらの在宅生活を継続していくためにも、多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくとともに、地域のニーズや資源の把握とマッチングを行うなど、サービスを担う体制の充実・強化が求められています。

### ◎ケアラーへの支援

家族等の身近な人に対し、無償で介護をする人をケアラーといい、多くのケアラーは何らかの心理的負担感や孤立感を抱えていると言われていています。認知症の人を介護している家族にこの傾向が高く、ケアラーへの支援の必要性が注目されています。介護をする人もされる人も安心して在宅生活を継続していくために、ヤングケアラーを含むケアラーへの支援の充実が求められています。

## 5 安全・安心・緊急時対応

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくために、高齢者を対象とする悪質商法や特殊詐欺などの防止の他、町内の交通の安全性や利便性に注力していく必要があります。また近年多発する災害や感染症発生に備えるため個人やサービスを提供する事業者と地域社会や行政との連携強化が必要です。

### ◎消費者被害

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方などが在宅で安心して暮らしていけるよう悪質商法への相談支援体制の強化が求められています。また特殊詐欺の被害を防止するため、情報提供や啓発が重要となっています。

### ◎移動手段の確保

高齢者が地域社会で暮らしていくために、地域公共交通の充実などの移動手段の確保が求められています。地域公共交通の充実は高齢者ドライバーによる事故の減少も期待できます。

### ◎災害や感染症への備え

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、地域の防災力の向上や感染症対策の啓発が求められています。また災害発生時の避難支援や感染症罹患時の生活支援などの地域での支援体制の構築も注目されています。

## 第4章 高齢者保健福祉計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

2025年（令和7年）に全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、後期高齢者の増加とともに、要支援・要介護高齢者も増加していくことが見込まれています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域コミュニティの希薄化は進み、高齢者の閉じこもりや社会的孤立は進み、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加、8050問題、要介護者の増加、老老介護、地域包括ケアを支える人材の不足など、さまざまな課題がまだまだ残っています。自然災害も頻発し、将来の生活に不安を抱いている方も多く見受けられます。

国では、地域共生社会という考えをもとに、制度や分野の枠や「支える」「支えられる」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助けあいながら暮らしていくことができる地域や社会を創ることを理念として掲げられました。

本町では、「支えあい みんながともに暮らすまち よろい」を計画目標（基本理念）に掲げ、地域みんなで支えあい、高齢者一人ひとりが孤独や不安を感じることなく生活していけるまちづくりを進めてきました。本計画では前回計画の理念を継承しながら、高齢者一人ひとりが生きがいを持って生活できるまちづくりを進めるため、基本理念を「支えあい みんながともにいきいきと暮らすまち よろい」とし、本計画を推進していきます。

また、本計画目標を実現するために、国や県の動向、本町の現状、課題を踏まえて、4つの基本目標を柱とした各施策を展開していきます。

### 【計画目標（基本理念）】

**支えあい みんながともにいきいきと暮らすまち  
よろい**

### 【基本目標】

基本目標1	自立支援、介護予防・重度化の防止
基本目標2	在宅生活支援の充実
基本目標3	安全・安心に暮らせる共生の地域づくり
基本目標4	サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり

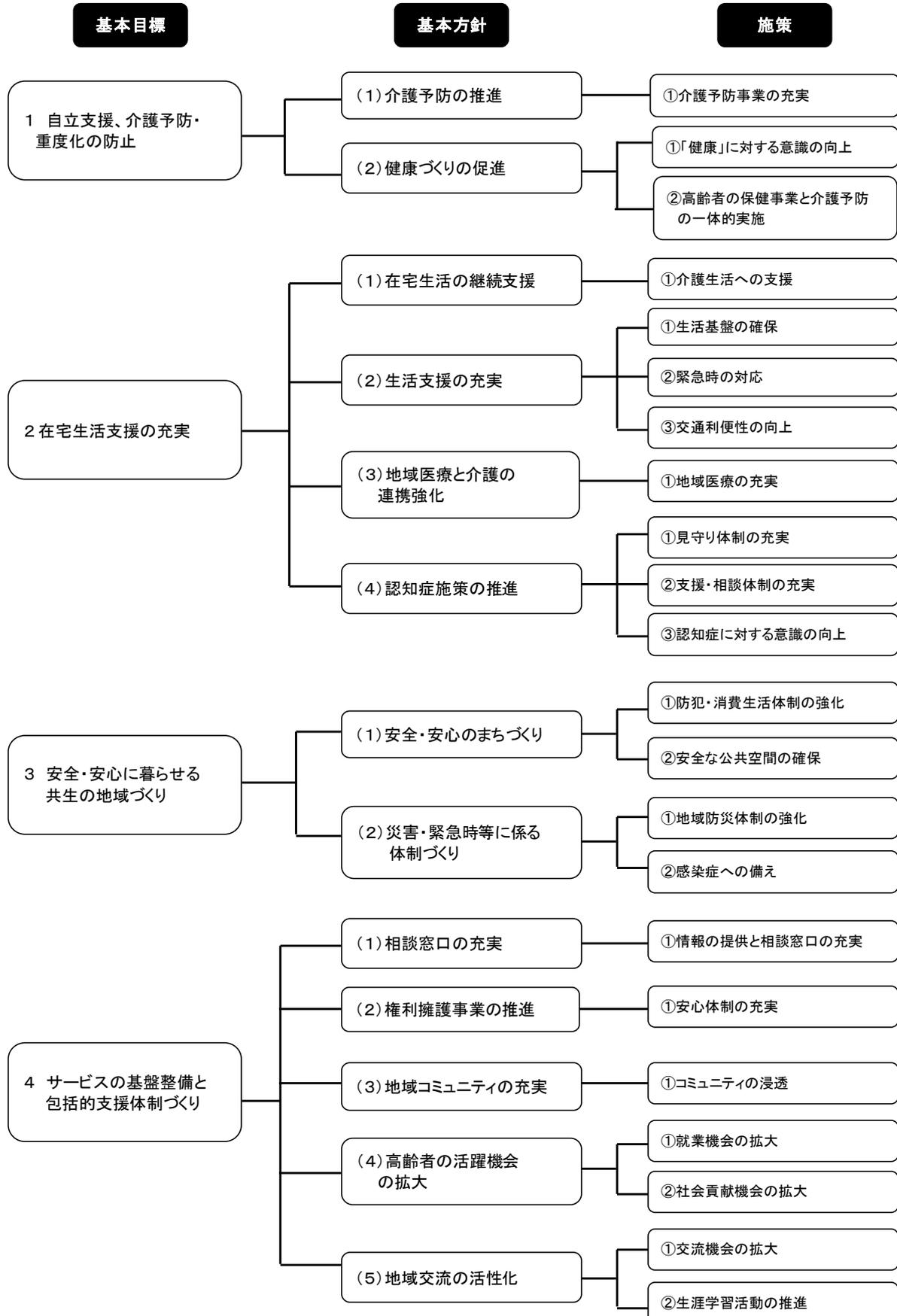
## 【計画の目標指針】

「現在または将来の生活への不安」に対して、高齢者が「不安はない」という回答をされる割合を令和5年度調査の19.3%より「上昇させる」ことを目標とします。

※令和2年度調査の「不安はない」という回答の割合19.7%を上昇させる目標で、令和5年度調査で19.3%と微減となっています。令和5年度となった今でも新型コロナウイルス感染症の影響が残り、また緊迫する国際情勢もあるため、孤独や不安を軽減しながら、安心・安全に生活していけるまちづくりを目指します。

## 2 施策の体系

本計画では4つの基本目標に対して、以下に示す13の基本方針と22の各施策を相乗的に展開することで、本計画目標の実現を目指します。





## 第5章 高齢者保健福祉計画の施策展開

## 1 重点的な取り組み

本計画では、「基本方針」にのっとり、4つの重点的な取り組みを積極的に推進していきます。

### 基本目標1：自立支援、介護予防・重度化の防止

全ての高齢者の健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上に向け、高齢者の心身の状態の多様性、暮らしの多様性に応じた適切な対応が求められます。自立支援・介護予防にも、一人ひとりの多様な状態に合わせて、健康・生きがいづくりからフレイル予防、介護予防、重度化防止まで切れ目のない取り組みが必要となります。

そこで、従来の取り組みに加え、高齢者の保健事業（国民健康保険、後期高齢者医療保険）と介護保険の介護予防を一体的に実施します。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進にあたっては、保健師等の専門職が連携し、地域の住民活動に積極的に関与するしくみを構築し、主体的な住民活動の支援・底上げを図りつつ、地域ぐるみで効果的に自立支援、介護予防・重度化防止に取り組みます。

### 基本目標2：在宅生活支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支えていくため、多様な支援ニーズに対応していくことが求められます。以前より、様々な方法で支援ニーズの把握に努めてきたものの、コミュニティ機能の低下等により、支援ニーズの把握が困難になっていることから、住民参加のもとで重層的に活動を展開し、支援ニーズの早期発見・もれのない発見に努めます。

要介護状態にある高齢者の在宅生活を継続するにあたっては、介護保険サービス以外に、生活支援や家族支援の提供も重要です。要介護高齢者一人ひとりの暮らし方に合わせて必要な支援を提供できるよう、介護、医療の連携強化を図るとともに、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、専門職・事業者・団体等の連携強化を進め、包括的な地域ケア体制の深化を図ります。深化にあたっては、専門職・専門機関と住民活動との連携強化を図ることとし、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会を中核として情報共有・協議を推進します。

また、外出や買い物等の日常生活行動に困難を抱える高齢者が少なくないことから、閉じこもりの防止、QOLの確保、身体的・精神的・社会的フレイル予防の観点を含めてニーズにそった生活支援の充実を図ります。

単身や夫婦のみで暮らす高齢者が増える中、認知症高齢者の在宅生活支援もますます重要性が高まっています。認知症の早期発見・初期集中対応により、認知症の発症・進行を遅らせるとともに、住民参加のもとで認知症への理解を深め、高齢者と家族を支え、認知症高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます。

### 基本目標3：安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

全国的に大規模な災害が毎年発生し、特殊詐欺等の犯罪が巧妙化する中、安全・安心に暮らせる地域づくりには、近年の災害・犯罪等の脅威に対応した防災・防犯体制の強化が求められます。災害や犯罪の状況は変化していることから、常に新たな情報を発信して注意喚起を促すとともに、被害の発生防止に向けて地域の体制強化を図ります。また、最近では高齢ドライバーによる交通事故も多く発生していることから、高齢ドライバーによる事故防止に向けた対策も講じます。

新型コロナウイルス感染症の流行時では、国内の高齢者施設で集団感染が発生したこと等を踏まえ、引き続き感染防止に留意しながら、各種サービスの提供に努めます。

### 基本目標4：サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり

高齢者の心身の状態や暮らし方に合わせて包括的に支援していくことが求められており、包括的支援体制の整備及び支援の基盤整備を進めてきました。今後、さらなる高齢化の進行に伴って支援ニーズは量的に増大し、質的に多様化・複雑化すると見込まれることから、本町では令和5年4月に福祉総合相談支援体制を構築するための基準を定めました。福祉総合相談支援では高齢のみにかかわらず、高齢・障害・児童・生活困窮、DV被害等の分野ごとの相談支援では対応困難な課題や各制度から外れてしまうような狭間の状態となっているケースを包括的かつ総合的に支援するための制度です。

この制度では子育て支援課、福祉課、健康づくり課、人権推進課、教育指導課の関係課から支援の中心となる課を定め、その課を筆頭に複合課題等を調整するチームを作り、相談支援体制を構築するよう定められています。この制度を契機として、本町での総合的な相談体制の充実を進めます。

国では第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しており、本町においても成年後見制度利用のニーズは高まることが想定されます。そのため、権利擁護を推進するとともに、高齢者のあらゆる困りごとに対応できるよう、総合相談窓口と各種相談窓口との連携のもと、断らない相談支援の推進を図ります。

ニーズの増大に対応できる支援提供の基盤整備の継続的推進を図るとともに、健康でいきいきと暮らす高齢者を増やすことが重要になっています。このため、介護予防等の推進と合わせて、高齢者が地域でいきいきと活躍できる機会の提供・環境づくりに努めます。具体的には、就労、地域活動、交流、学び、スポーツ等の多様な機会の提供やきっかけづくりを行います。

基盤整備における町の重要な役割として、支援の担い手の拡大が挙げられます。就労や学び等の多様な機会の提供を通じて、コミュニティ意識の高揚・参加者間のネットワーク形成を図りつつ、身近な支援の担い手の育成・確保につなげていきます。

## 基本目標1 自立支援、介護予防・重度化の防止

### (1) 介護予防の推進

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加することが想定されます。そのような中、全ての高齢者が自分らしく生き生きと暮らせるよう、介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険事業）や寄居町健康長寿計画と連携を図り、高齢者の自立支援と重度化防止に資する介護予防事業を推進します。



### ①介護予防事業の充実

事業名	①-1 介護予防事業の充実		
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課 福祉課、健康づくり課
	<p>各関係機関が連携し、以下の介護予防事業を推進します。</p> <p>①自立への効果が見込める要支援者等に対して専門職が居宅を訪問し「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」の相談指導等を短期集中的に実施する「訪問型サービスC」を実施します。</p> <p>②いきいき百歳体操の活動を支援するためにサポーター養成講座を修了した者を人材バンクとして登録する「寄居町健康づくりサポーターバンク」の周知を促進させ、支援を要する地域とマッチングを図ります。</p> <p>③健康寿命の延伸と自主的な介護予防活動の推進を目指して、専門職が各地域で軽体操や口腔ケアの講話・指導を行う「いきいき元気塾」を実施します。</p> <p>④認知症予防を目的とした運動や頭の体操を行う「認知症予防教室」を実施します。</p> <p>⑤介護予防・生活習慣病予防のため、「ふるさと健康体操」を実施します。</p> <p>⑥介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修を行う「よりの健康体操サポーター養成講座」を実施します。</p> <p>⑦老人クラブ等を対象に、ユウネスと老人福祉センター「かわせみ荘」を会場として、健康に関する講話、軽い手足の運動を行う「シニア健康塾」を実施します。</p> <p>⑧ふれあいいきいきサロン等地域に出向き、介護予防の体操や介護保険制度・権利擁護の普及啓発をするため「ますます元気教室」を実施します。</p> <p>⑨住民同士が身近な場所で効果的に健康づくりが行えるよう、住民主体の通いの場「寄居いきいき百歳体操」の活動支援を行うとともに、介護予防サポーターの養成・フォローアップを行います。さらに、リーダーのいない地域に対してサポーターの紹介等を行い、普及拡大を図ります。</p>		

	活 動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業 展 開	認知症予防教室開催回数	0クール	1クール	1クール	1クール
	寄居いきいき百歳体操 実施会場数	11か所 (活動休止中も含む)	13か所	16か所	19か所
	介護予防サポーター養成講座実施数	2クール	2クール	2クール	2クール
	訪問型サービスC	3人	3人	3人	3人
	寄居町健康づくりサポーターバンクの登録者数	20人	25人	30人	35人

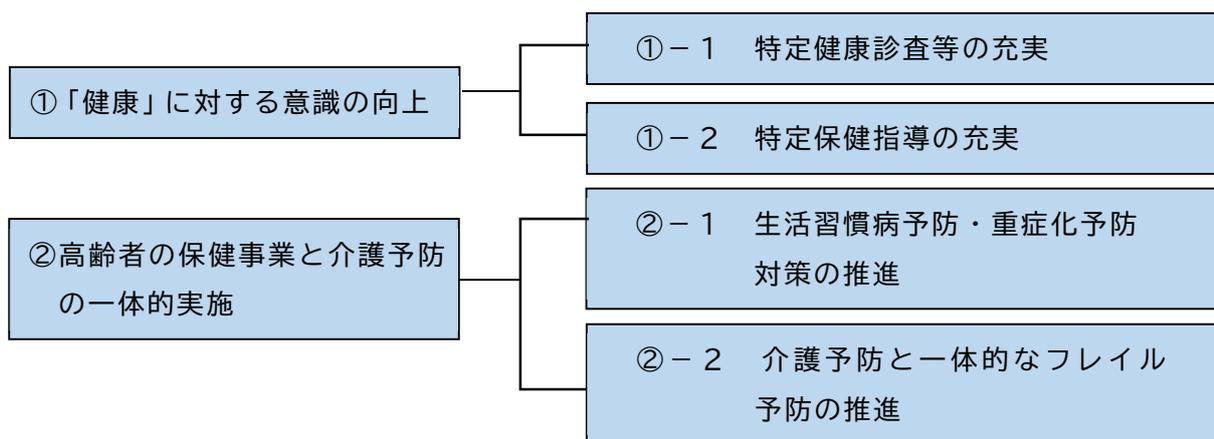


## (2) 健康づくりの促進

健康管理や疾病の早期発見・治療を促進するため、国民健康保険に加入する前期高齢者に対し、生活習慣病の原因とされるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と特定保健指導の動機付け支援等を行います。

後期高齢者に対しては、高齢者の心身の多様な状態に対応した、きめ細かな支援を実施します。

また、地域ぐるみでフレイル予防・介護予防を推進するため、高齢者の保健事業（国民健康保険、後期高齢者医療保険）と介護保険の介護予防を一体的に実施します。



### ① 「健康」に対する意識の向上

事業名		① - 1 特定健康診査等の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課 健康づくり課		
	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見と疾病予防を図るため、特定健康診査をユウネス、役場等で実施し、未受診者に対しては積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。 糖尿病重症化を予防するため、糖尿病予備軍を対象に歯科検診を実施します。 がん検診受診者数の増加及び精密検査受診率の向上を目指し、住民の健康長寿の促進を図ります。					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
	メタボリックシンドローム判定(40歳以上)	回数	43回/年	6年度 43回/年	7年度 44回/年	8年度 44回/年
		特定健診受診率	47.0%	50.0%	52.0%	54.0%

	活 動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業展開 (続き)	歯科検診回数	2回	2回	2回	2回
	胃がん検診(65歳以上)受診率	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%
	肺がん検診(65歳以上)受診率	25.0%	25.0%	26.0%	26.0%
	大腸がん(65歳以上)受診率	24.0%	25.0%	26.0%	26.0%
	子宮がん検診(65歳以上女性)受診率	6.0%	6.5%	7.0%	7.5%
	乳がん検診(65歳以上女性)受診率	7.0%	8.0%	9.0%	10.0%
	前立腺がん検診(65歳以上男性)受診率	24.5%	25.0%	25.5%	26.0%

事業名	①-2 特定保健指導の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課	
	特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍と判定された方を対象に、改善のための情報提供や特定保健指導などの支援を実施し、指導開始後3～6か月の間に改善状況の評価を実施します。				
事業展開	活 動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	動機付け支援(40歳以上)特定保健指導実施率	18.0%	6年度 20.0%	7年度 25.0%	8年度 35.0%

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業名		②-1 生活習慣病予防・重症化予防対策の推進			
事業内容	事業主体	町、埼玉県後期高齢者医療 広域連合	担当課	町民課 健康づくり課	
	<p>後期高齢者医療被保険者を対象に、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託により、健康診査を実施するとともに、自らの健康状態を知る機会を拡大するため各種健診をユウネス、役場等で実施します。受診率の向上を図るため、健診内容の充実や通知方法等を検討します。</p> <p>生活習慣病重症化予防対策として、慢性腎臓病（CKD）の原因ともいえる高血圧や糖代謝異常等のハイリスク者に対して、健康教室を実施し受診勧奨や生活習慣病改善に努めます。</p> <p>また、住民健診（特定健診・後期高齢者健康診査）の受診や、特定保健指導の実施の必要性・重要性について、さらなる周知に努めるとともに、後期高齢者に対しては、本人の希望に応じて健康相談等により個別に対応を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	健康診査（75歳以上） 受診率	23.5%	24.0%	24.5%	25.0%
	健診結果相談開催数	8回	10回	10回	12回
	インフルエンザ予防 接種（65歳以上）	60%	60%	60%	60%
肺炎球菌ワクチン予 防接種（65歳以上）	11%	15%	15%	15%	

事業名	②-2 介護予防と一体的なフレイル予防の推進				
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課 健康づくり課	
	<p>高齢者の健康寿命の延伸とフレイル予防、介護度の重度化防止の観点から、運動、栄養、口腔、社会参加に注目し、健康相談や健康づくりイベントをはじめとした、以下の各種健康づくり活動を実施します。</p> <p>なお、健康づくりイベントは、より多くの方の参加が見込まれる産業文化祭と同日に実施し、健康に対する意識向上を目指し、健康まつり、歯科イベント等を開催します。</p> <p>また、健康相談は、健診結果を活用し、具体的な運動や栄養の相談に対応します。さらにフレイル予防として、地区での講習会や個別訪問による健康相談を行います。健康長寿サポーターについては、養成後のフォローアップも行うことで、地域での自主的な健康づくり活動を積極的に推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
		6年度	7年度	8年度	
	健康づくりイベント開催数	73回	75回	80回	85回
	健康ウォーキング教室参加者数	50人	100人	120人	130人
	健康長寿サポーター養成数	20人	20人	20人	20人
	個別訪問健康相談者数	10人	10人	12人	12人
フレイル予防講習会 開催数	4回	6回	8回	10回	

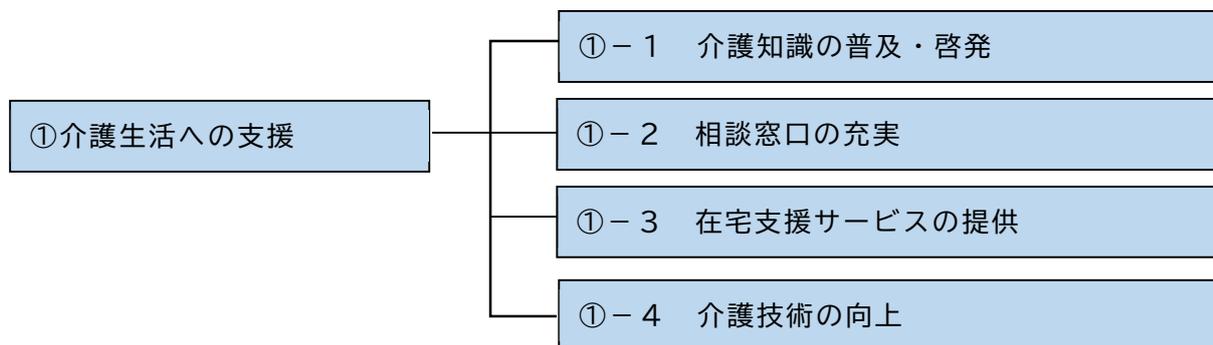
## 基本目標 2 在宅生活支援の充実

### (1) 在宅生活の継続支援

新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、介護者や事業者の交流の場となる教室、サロンや連絡会を設けることで、在宅介護者の負担軽減や、介護に関する知識の普及・啓発を図る他、要介護状態とならないために自主的、自発的に介護予防に取り組む高齢者が増えるよう情報提供や環境づくりを推進します。

見守り機能を持つ配食サービスを中心に在宅生活を支援します。

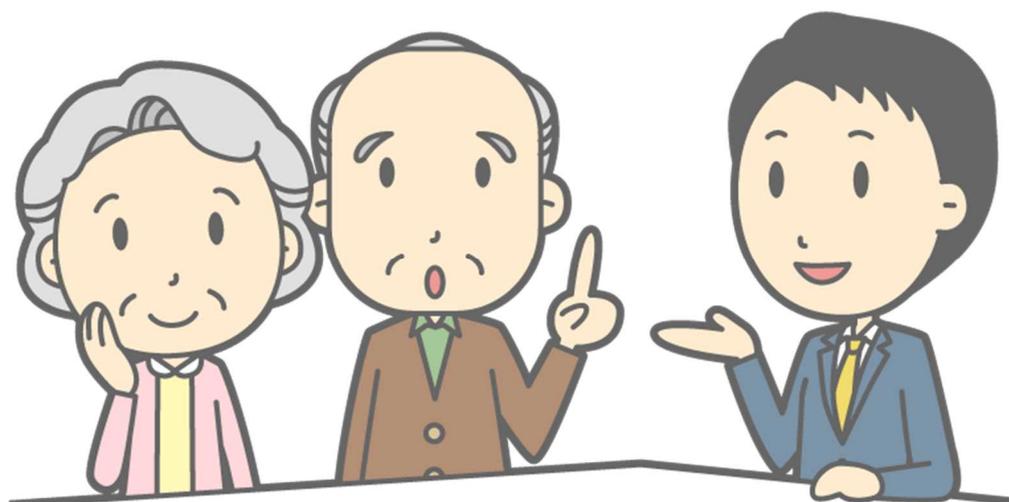
寝たきりの高齢者などに対しては、介護支援サービスを提供するとともに、サービス事業者のさらなる介護技術の向上を促進します。



### ①介護生活への支援

事業名		①-1 介護知識の普及・啓発			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた事業を再開させ、介護者等の交流の場として活用できる事業の展開を目指します。</p> <p>介護を行っているご家族（ケアラー）への支援を目的として、適切な介護知識やサービスの利用方法などの情報提供のほか、不安や心配事などを共有できる場所を提供します。</p> <p>介護者のリフレッシュや情報交換のため、在宅介護者おしゃべりサロンを開催します。</p> <p>また、過去にサービスを利用又は介護認定を受けながら、近年サービスを利用していない方や、介護状態にありながら認定を受けず家族介護を行っている世帯に対して、訪問型の介護支援活動を展開します。</p> <p>高齢者が要介護状態とならないために自主的に介護予防に取り組めるよう情報提供や環境づくりを推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
	在宅介護者おしゃべりサロン	5年度 6回	6年度 6回	7年度 6回	8年度 6回

事業名		①-2 相談窓口の充実			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会、地域包括支援センター	担当課	人権推進課 福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>日常生活上の種々の悩みや困りごとの相談に対応するため「心配ごと相談」を実施するとともに、予防・早期発見・早期対応のため、福祉課に有資格者を配置し、介護・福祉に関する支援体制を強化します。</p> <p>地域包括支援センター及び総合相談支援センターでは、総合相談を実施するとともに、必要に応じ訪問相談を行います。</p> <p>また、高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者の増加やDV等の虐待・介護うつ、介護離職による貧困などのほか、悪徳商法等の犯罪や新型コロナウイルス感染症などの影響といった社会情勢を踏まえた相談内容など多様化・複合化する相談に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、相談事業の周知のための啓発活動を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	心配ごと相談	12回	12回	12回	12回
	総合相談	4,500回	5,000回	5,000回	5,000回
	総合窓口の設置	適宜	適宜	適宜	適宜



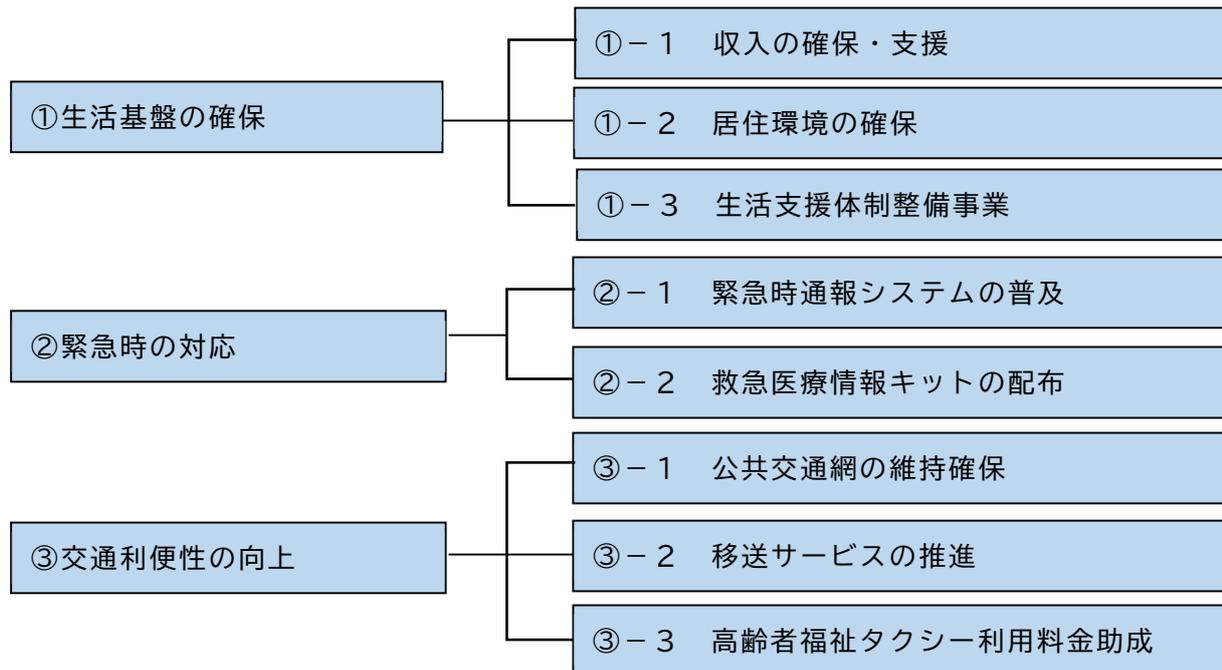
事業名		①-3 在宅支援サービスの提供			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>ひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯の食生活の安定と見守り活動を目的とした配食サービスを中心に在宅生活を支援します。</p> <p>寝たきりの高齢者宅へ理容師・美容師が訪問し、整髪などのサービスを提供します。また、在宅で寝たきりの高齢者に対し、紙オムツの支給を行います。</p> <p>介護保険居宅サービス利用者負担額減額助成費支給事業により在宅での介護サービス利用に助成を行います。</p> <p>また、身体上の障害のため歩行に支障のあるおおむね65歳以上の在宅高齢者へ歩行補助杖を支給します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	訪問理美容サービス利用者数 (社会福祉協議会)	50人 60回	50人 100回	50人 100回	50人 100回
	紙オムツ支給事業利用者数 (社会福祉協議会)	400人	440人	440人	440人
	介護保険居宅サービス利用者 負担額減額助成費支給者数	3,200人	3,250人	3,300人	3,350人
	ふれあい配食サービス	13,500食 155人	13,500食 155人	13,550食 160人	13,600食 165人
老人歩行補助杖	60本	60本	60本	60本	

事業名		①-4 介護技術の向上			
事業内容	事業主体	地域包括支援センター	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>介護サービス提供のマネジメント機能を強化するため、ケアマネジャー連絡会を開催し、困難事例や効果的サービス提供事例などの学習を実施します。</p> <p>また、サービスを提供する事業者が抱える課題の解決や情報交換のため、新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、サービス事業者連絡会を開催します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	ケアマネジャー連絡会の開催	11回	12回	12回	12回
	サービス事業者連絡会の開催	1回	2回	2回	2回

## (2) 生活支援の充実

高齢者の安定した暮らしを支援するため、年金制度の周知や日常的な買い物の支援などにより生活基盤の確保に努めます。また、第2層の各地区で地域の特色を生かしたサービスの提供を支援します。

緊急時に備え、ひとり暮らしを対象として緊急時通報システムの普及や救急医療情報キットの配布を促進します。さらに、高齢者の移動手手段の確保に向けて、デマンド交通、移送サービス、高齢者福祉タクシー利用料金助成制度の普及・啓発を推進します。



①生活基盤の確保

事業名		①-1 収入の確保・支援			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	町民課、福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>将来の年金受給を確保するため、広報誌等を通じて年金制度の周知を行います。また、「寄居町福祉資金貸付規程」に基づき、低所得高齢者に対し生活費の一部貸付を行うとともに、生活困窮者自立支援制度と連携した低所得高齢者支援を推進します。</p> <p>その他、彩の国あんしんセーフティーネット事業との連携を図るとともに、アサポート相談支援センターとの連携により、家計、就労など貸付以外の支援策を検討します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	年金制度の周知 (広報誌への掲載)	12回	12回	12回	12回
	貸付制度利用者	60件	30件	30件	30件
	生活困窮者自立支援制度との 連携	20人	15人	15人	15人
セーフティーネットとの連携	3件	3件	3件	3件	

事業名		①-2 居住環境の確保			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>安全な居住環境を確保するため、火の元に不安のあるひとり暮らし高齢者に電磁調理器や火災警報器、自動消火器を給付するとともに、低所得のひとり暮らし高齢者に福祉電話の貸与を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
日常生活用具の給付・貸与	1件	随時	随時	随時	

事業名		①-3 生活支援体制整備事業			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>高齢者の生活支援の担い手の発掘、養成及びネットワークの構築を図るため、第1層（町全域）及び第2層（地域公民館単位7地区）に協議体を設置しました。研修会の実施等により地域課題を考える機会を設けます。</p> <p>住民の互助による在宅生活の継続支援の拡大に向け、第2層の地区単位で、アンケート等を行い、支援のニーズと提供可能な支援の見える化を図ります。</p> <p>買い物に出かけるのが困難な高齢者の食料・生活物資等の調達や買い物の楽しみを支えるとともに、新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、町内事業者と連携し、各地区のサロン等へ専門職（薬剤師）とオンラインによる健康相談等を行うことができる機能を有する移動販売を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	移動販売実施地区数	2地区	40地区	50地区	50地区
	移動販売実施回数	16回	70回	250回	250回
	協議体の開催	42回	46回	46回	46回

## ②緊急時の対応

事業名		②-1 緊急時通報システムの普及			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう、緊急通報だけでなく、心身の不安についての相談通報もできるシステムを普及し、利用対象となる高齢者が希望した場合、速やかに設置できるよう努めます。</p>				

事業名		②-2 救急医療情報キットの配布			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課	
	<p>救急時のひとり暮らし高齢者の安全を確保するため、本人の医療情報を記載した用紙を収納するプラスチック容器（キット）の配布を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	キット配布者数	60人	70人	70人	70人

### ③交通利便性の向上

事業名		③-1 公共交通網の維持確保			
事業内容	事業主体	町	担当課	都市計画課	
	<p>いつでもだれもが安心して町内外を移動できる公共交通網を確立するため、路線バスについては、引き続き、バス事業者や近隣市町村と連携し、運行の維持を促進します。</p> <p>自宅と行き先を直接行き来できる地域交通手段の確保のため、デマンドタクシーについては、引き続き、利用状況に即した運行方法の見直しを検討し、誰もが利用しやすい環境整備を推進と周知・啓発に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	路線バスの確保	3系統	3系統	3系統	3系統
	デマンドタクシーの運行	3台	3台	3台	3台

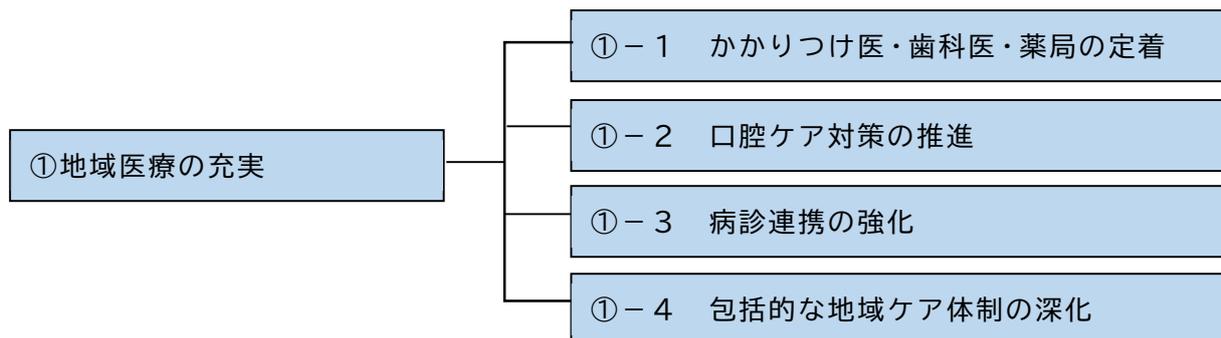
事業名		③-2 移送サービスの推進			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会、 運転・介助友の会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>寝たきりや車イス使用の要介護高齢者を対象に、非常勤運転介助員とボランティアによる通院などの会員制移送サービスを実施します。</p> <p>また、移送サービスの拡充を図るため、新たな運転手の確保方針を検討するとともに、高齢者等の利用の促進を図るため、周知・啓発に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	延べ利用者数	180人	180人	180人	180人
	非常勤運転介助員	3人	3人	3人	3人
	運転・介助友の会	8人	8人	8人	8人

事業名		③-3 高齢者福祉タクシー利用料金助成			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>高齢者の日常生活の利便性と社会生活圏の拡大を図るため、町民税非課税世帯である方を対象として、75歳以上のひとり暮らし、もしくは高齢者のみ世帯で、介護保険法の要支援・要介護の認定を受けている方、又は、65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方に、高齢者福祉タクシー利用料金の助成を行うとともに、制度の周知を図り、利用を促進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	登録者数	90人	90人	95人	100人

### (3) 地域医療と介護の連携強化

疾病等へ迅速な対応ができるよう、身近な医療として「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」及び「かかりつけ薬局」を持つことを勧めていきます。また、深谷寄居医師会の協力の下、他科受診を必要とする高齢者の増加に対応するため、病診連携を強化します。

さらに、包括的な地域ケア体制の深化に向けて、地域ケア会議の組織化と在宅医療・介護連携を推進するとともに、第1層（町全域）に引き続き、第2層（地域公民館単位7地区）生活支援コーディネーターを配置し、地域活動を支援します。



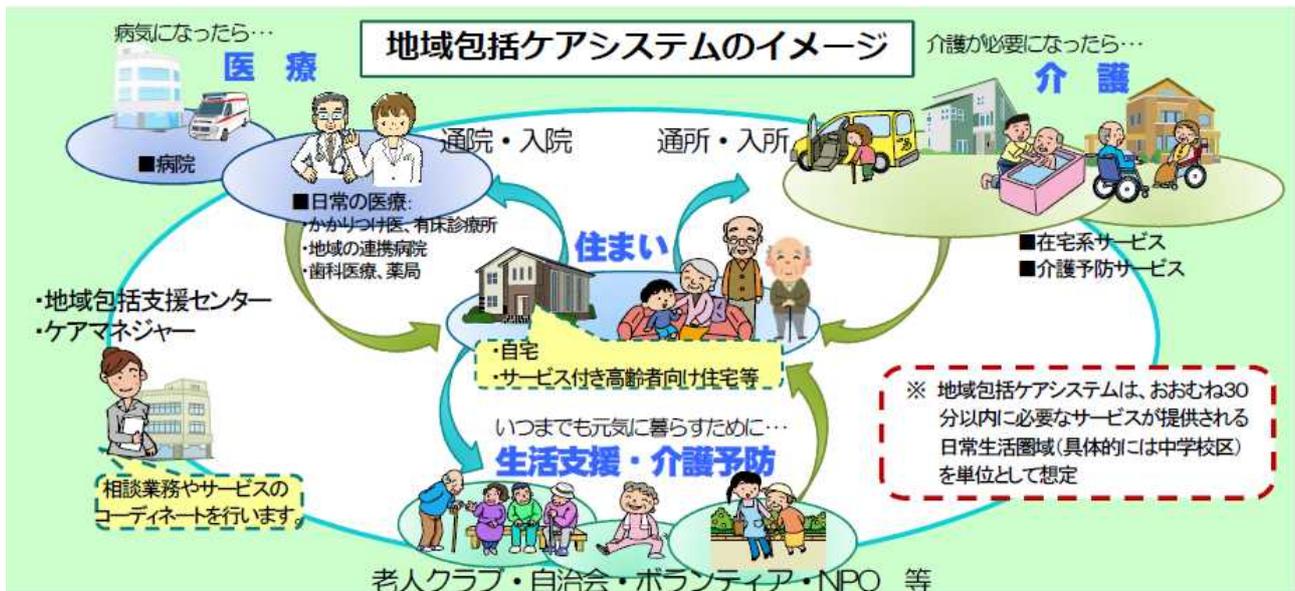
#### ①地域医療の充実

事業名	①-1 かかりつけ医・歯科医・薬局の定着				
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課 町民課	
	最も身近な医療となる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを各種事業、広報・町公式ホームページ等で周知します。地域医療の連携強化のほかに、適切な医療受診・服薬、医療費の適正化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	広報誌掲載回数	1回	1回	1回	1回
	かかりつけ薬局啓発チラシ配布回数	2回	12回	12回	12回

事業名		①-2 口腔ケア対策の推進			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課 町民課	
	口腔ケアの重要性を認識してもらうため、歯科イベント等を実施し、口腔ケアに対する啓発強化を推進します。また、口腔機能低下予防を目的として健康歯科検診の受診券を発送します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	歯科イベント開催数	2回	2回	2回	2回
	健康長寿歯科検診受診券発送回数	1回	1回	1回	1回

事業名		①-3 病診連携の強化			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	病診連携介護を実施するなど、病院や診療所との連携を図り、医療体制の確保・充実に努めます。 また、地域の診察機能の強化のため、埼玉よりい病院の高度医療機器の共同利用を促進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	患者紹介延べ人数	1,850人	2,200人	2,200人	2,200人

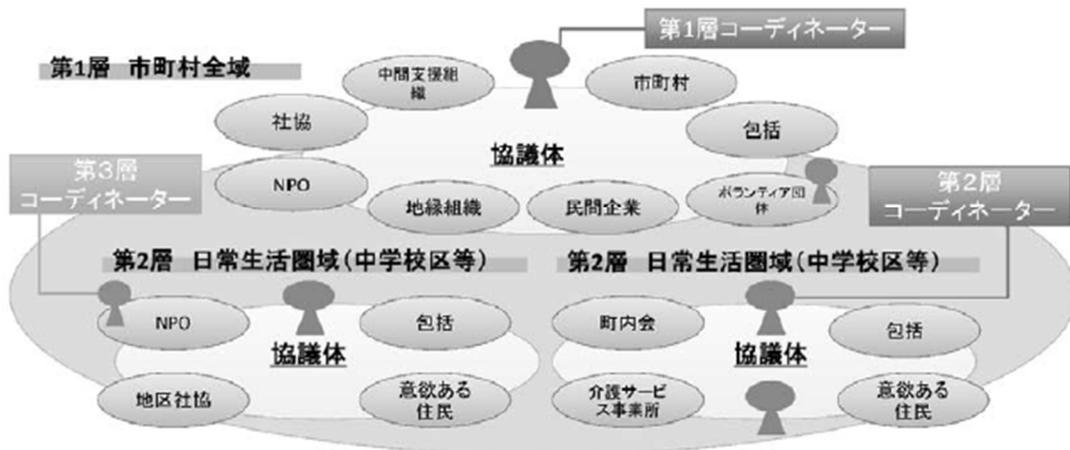
事業名	①-4 包括的な地域ケア体制の深化				
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター 社会福祉協議会、医療機関 居宅介護支援事業所	担当課	福祉課	
	<p>地域包括ケアシステムの深化に向けた重要施策として、地域ケア会議の組織化と多様な関係主体間の情報共有・連携強化を促進するとともに、高齢者の生活支援の担い手の発掘、養成及びネットワークの構築を図るため、第1層（町全域）に引き続き、第2層（地域公民館単位7地区）に生活支援コーディネーターを配置し、地域活動を支援します。</p> <p>介護予防・総合事業対象者で自立の見込める者に対して、サービス等の課題について、専門職の助言を頂くことにより解決を図る「自立支援型地域ケア会議」を開催します。</p> <p>多様な関係主体間の情報共有・連携強化では、主として以下の取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携の拠点を設置し、相談対応・連絡調整・情報共有を行います。個別ケースに対する支援の検討や地域課題の抽出、自立支援ケアマネジメントの視点を取り入れた会議を開催します。</li> <li>・個別地域ケア会議で抽出された地域課題等を検討し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。</li> <li>・第1層（町全域）・第2層（地域公民館単位7地区）に協議体を設置し、多様な主体間の情報共有・連携強化の他、地域課題の啓発を図ります。</li> </ul> <p>また、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターの重要性が高まる中、ニーズに見合う支援体制整備に向け、専門職の確保に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	地域ケア会議の開催	12回	12回	12回	12回
	地域包括ケアシステム推進会議	2回	2回	2回	2回
協議体の開催（再掲）	42回	46回	46回	46回	



資料：厚生労働省

### コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

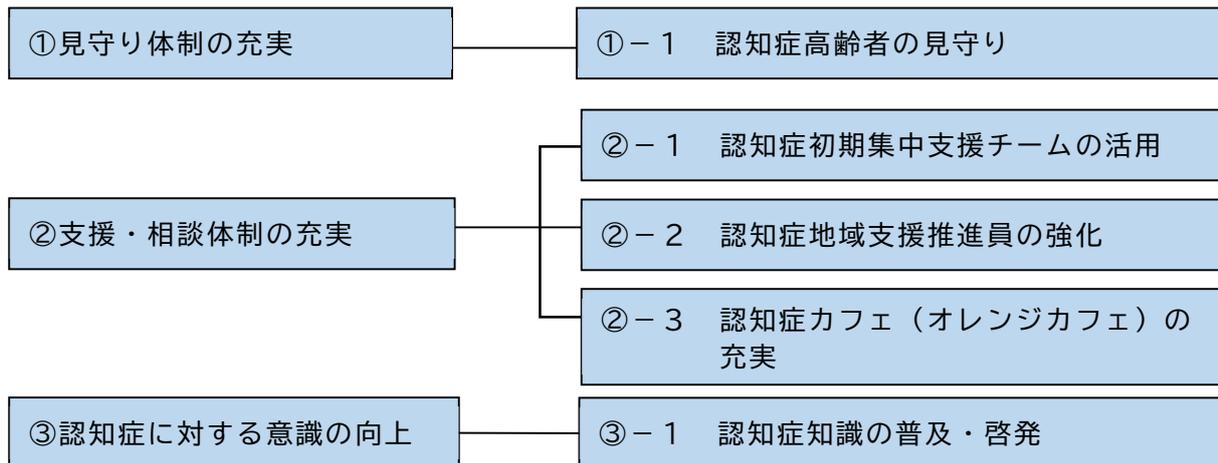
- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたいと選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



資料：厚生労働省

#### （４）認知症施策の推進

高齢者人口の増加に伴い、今後、ますます認知症高齢者が増加することが想定されます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域における見守り、支援・相談体制の充実等、認知症バリアフリーの取り組みを推進します。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて、町民の意識向上を図るため、認知症サポーター養成講座の実施や認知症ケアパスの作成に取り組みます。



#### ①見守り体制の充実

事業名		①-1 認知症高齢者の見守り			
事業内容	事業主体	大里広域市町村圏組合	担当課	福祉課	
	徘徊高齢者等を早期発見し安全を確保するため、日常生活賠償保障を付帯した探索装置の普及啓発に努め、在宅認知症高齢者の生活の安全を確保するとともに、介護者への安心を支援します。 徘徊高齢者等を早期発見し安全を確保するため、見守りシールの配布を行います。また、住民への事業周知と利用促進に努めます。				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	探索装置利用者	2人	11人	11人	11人
	見守りシール申請件数	2件	5件	8件	10件

②支援・相談体制の充実

事業名		②-1 認知症初期集中支援チームの活用			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、初期集中支援チームにより、認知症に関する初期支援を集中的に実施します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	初期集中支援チームによる支援件数	2件	6年度 3件	7年度 3件	8年度 3件

事業名		②-2 認知症地域支援推進員の強化			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るとともに認知症高齢者等やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、支援体制の構築を推進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	連携会議の開催	9回	6年度 12回	7年度 12回	8年度 12回
	相談受付	220件	220件	220件	220件

事業名		②-3 認知症カフェ（オレンジカフェ）の充実			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	認知症高齢者等やその家族を支援するために、誰でも参加できる集いの場として認知症カフェ（オレンジカフェ）の充実を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	認知症カフェ延べ利用者数	180人	6年度 200人	7年度 200人	8年度 200人

## ③認知症に対する意識の向上

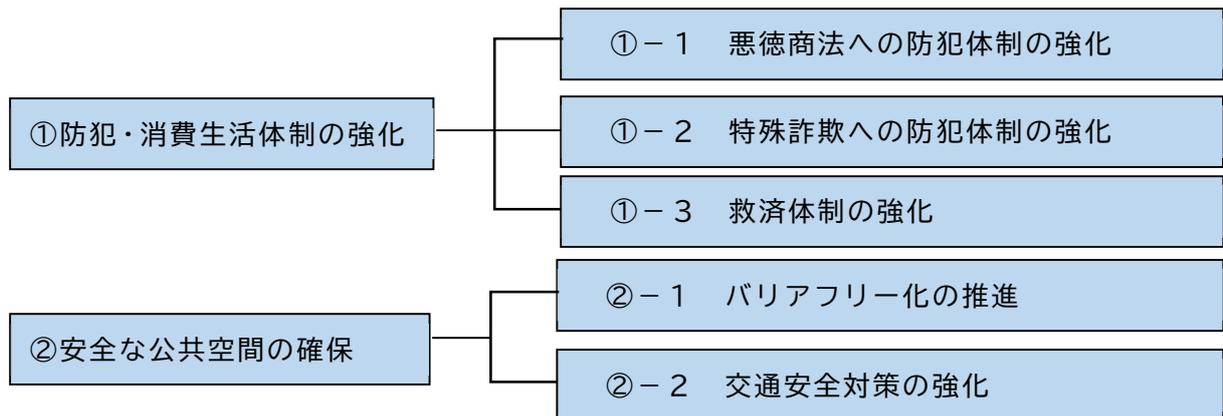
事業名	③-1 認知症知識の普及・啓発				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>認知症に対する理解を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を開催するとともに、認知症サポーターに対して「ステップアップ研修」を開催します。また、認知症の人とその家族を地域サポーターと多職種サポーターで支援する「チームオレンジ」をステップアップ研修修了者で結成するための検討を進めていきます。</p> <p>認知症高齢者の本人や家族が必要とする医療や介護サービスをお知らせするとともに、認知症への理解や意識向上を図るため、認知症ケアパスを作成し、その周知を図ります。</p> <p>若年性認知症及び高次脳機能障害に対する理解の啓発や利用できるサービスの情報提供を行うとともに、第2号被保険者（若年性認知症や高次脳機能障害を含む）への切れ目ない支援のため、介護保険担当、障害福祉担当、関係機関の連携を強化します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	認知症サポーター養成講座参加者数	100人	100人	100人	100人
	ステップアップ研修修了者数	30人	30人	30人	30人
	認知症ケアパスの作成・周知	更新	更新	更新	更新

### 基本目標3 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

#### (1) 安全・安心のまちづくり

高齢者一人ひとりが安心して暮らせるよう、悪徳商法や特殊詐欺に対する防犯・相談体制を強化します。

また、交通安全施設の確保に努め、高齢者が安心して外出できるまちづくりを推進するとともに、高齢ドライバーによる事故防止に向けた対策や交通安全意識の向上に努めます。



#### ①防犯・消費生活体制の強化

事業名		①-1 悪徳商法への防犯体制の強化			
事業内容	事業主体	町、警察 埼玉県消費生活支援センター	担当課	産業振興企業誘致課、生活環境エコタウン課	
	悪徳商法の被害に遭わないよう、パンフレットや広報誌のほか、町公式ホームページや SNS、防災無線などを用いて、犯罪の手口を周知するとともに、消費生活支援センター熊谷の協力の下、高齢者や民生委員向けの出前講座を開催するなど、防犯対策の強化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	パンフレット配布	6回	6回	6回	6回
	出前講座の実施	0回	1回	1回	1回
	広報誌への掲載	4回	1回	1回	1回

事業名		①-2 特殊詐欺への防犯体制の強化			
事業内容	事業主体	町、警察 埼玉県消費生活支援センター	担当課	産業振興企業誘致課、生活環境エコタウン課	
	特殊詐欺等の被害に遭わないよう、広報誌などを用いて、犯罪の手口を周知するとともに、防犯キャンペーンを実施するなど、防犯対策の強化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	パンフレット配布	1回	1回	1回	1回
	防犯キャンペーンの実施	4回	4回	4回	4回
	広報誌への掲載	1回	4回	4回	4回

事業名		①-3 救済体制の強化			
事業内容	事業主体	町、警察 埼玉県消費生活支援センター	担当課	産業振興企業誘致課	
	悪徳商法や特殊詐欺の被害を救済するため、警察や埼玉県消費生活支援センター等と連携し、迅速に対応できる相談支援体制のさらなる強化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	消費生活相談窓口設置数	1	1	1	1
	消費生活相談員配置数	2	2	2	2
	相談窓口開設数	1	1	1	1

②安全な公共空間の確保

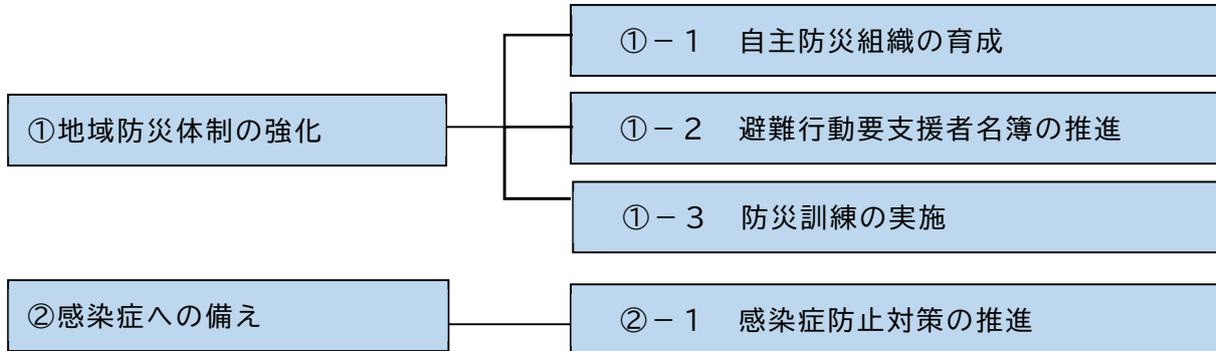
事業名		②-1 バリアフリー化の推進			
事業内容	事業主体	町	担当課	都市計画課	
	地域で安全に暮らせるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、県と連携して、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、既存歩道の拡幅や段差解消等外出しやすいユニバーサルデザイン化を推進します。【地域福祉計画より抜粋】				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	公共施設や道路等のバリアフリー化	適宜	6年度 適宜	7年度 適宜	8年度 適宜

事業名		②-2 交通安全対策の強化			
事業内容	事業主体	町、警察、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課	建設課、生活環境 エコタウン課	
	高齢者の交通安全意識を高めるため、老人福祉センターと地域包括支援センターの交通アドバイス制度を継続します。 高齢ドライバーによる交通事故の未然防止の一般として、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった方や免許証が不要になった方に対し、デマンドタクシーの助成を行い、自動車運転免許証の自主返納を促します。 また、高齢者の安全を守るため、設置基準に基づき、引き続き、カーブミラーや歩道など交通安全施設を整備します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	カーブミラー設置箇所数	5箇所	6年度 5箇所	7年度 5箇所	8年度 5箇所
	歩車道分離延長	0m	0m	0m	30m
	交通安全アドバイス制度 (社会福祉協議会)	50回	60回	70回	80回
	交通安全アドバイス制度 (地域包括支援センター)	20回	20回	20回	20回

## (2) 災害・緊急時等に係る体制づくり

配慮が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者に対する地域の防災体制を強化し、災害時に安心して避難ができる地域づくりを推進します。

また、いまだ影響が残る新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症流行時における感染防止対策を推進します。



### ①地域防災体制の強化

事業名	①-1 自主防災組織の育成				
事業内容	事業主体	町、行政区	担当課	自治防災課	
	災害時の被害防止及び軽減を図るため「自らの地域は自ら守る」をスローガンに、町民自ら出火防止・初期消火、被害者の救護を行う自主防災組織の育成・強化を図り、防災体制の確立を促進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	町主催の研修会への参加	57地区	6年度 67地区	7年度 67地区	8年度 67地区

事業名	①-2 避難行動要支援者名簿の推進				
事業内容	事業主体	町、行政区	担当課	福祉課	
	対象者に申請案内を送付し、避難行動要支援者名簿の周知を行うとともに、本人・家族の意向により災害時避難行動要支援者名簿への登録を行います。また、名簿を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織に配布します。災害時には関係機関と情報共有し、安否確認や避難行動支援に名簿を活用します。 避難行動要支援者名簿の認知度上昇のため広報誌等により周知を行います。また、平成27年度の作成から8年が経過していることから、内容の見直しを行い、災害時に活用しやすい名簿となるよう努めます。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	災害時避難行動要支援者名簿登録者数	1,500人	6年度 1,500人	7年度 1,550人	8年度 1,600人
	広報誌掲載	2回	2回	2回	2回

事業名		①-3 防災訓練の実施			
事業内容	事業主体	町、行政区	担当課	自治防災課	
	防災意識の向上を図るため、地域や防災関係機関等と連携し、防災訓練を実施します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	行政区毎の防災訓練・研修の実施	50回	67回	67回	67回

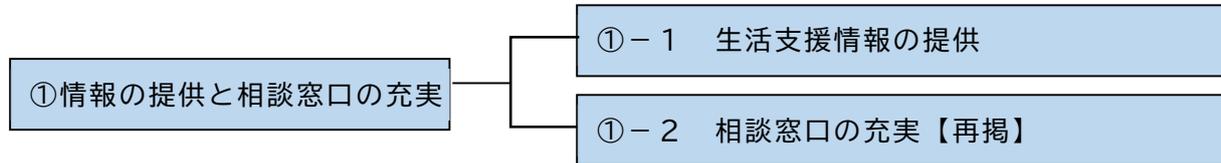
## ②感染症への備え

事業名		②-1 感染症防止対策の推進			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター 社会福祉協議会、保健所	担当課	健康づくり課	
	寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、医療機関、保健所等関係機関をはじめ、団体・事業者等と連携し、感染症に関する情報共有を図り、消毒等の予防対策の徹底、予防・まん延防止対策を推進します。 【感染症に関する情報共有体制の整備】新型コロナウイルス感染症の対応で情報連携した関係機関の体制を保持し、継続して感染症のまん延防止に対する情報共有を推進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	感染症に関する情報共有体制の整備	随時	随時	随時	随時

## 基本目標4 サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり

### (1) 相談窓口の充実

高齢者一人ひとりの生活問題に総合的に対応できるよう、生活支援情報の提供に努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。



### ①情報の提供と相談窓口の充実

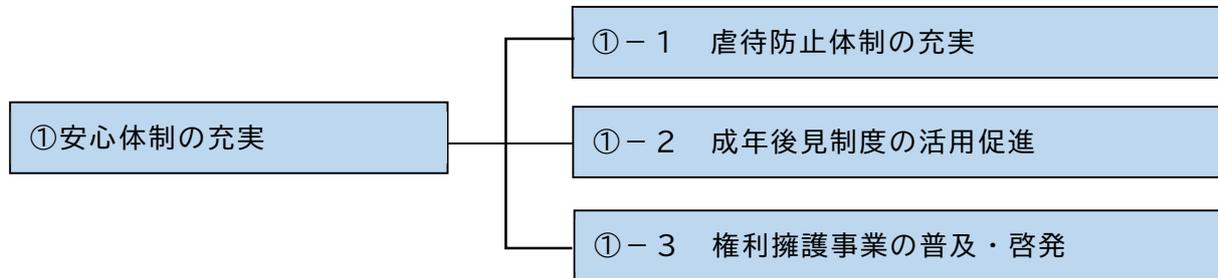
事業名		①-1 生活支援情報の提供			
事業内容	事業主体	町、大里広域市町村圏組合 地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>介護保険制度や高齢者福祉サービス事業の理解を深めるため、パンフレットの配布や、広報誌、町公式ホームページによる積極的な周知を実施します。また、これらの情報提供手段に加え、情報を必要とする方に確実に情報が行き届くよう、情報提供手法について検討していきます。特に、インターネットを介した情報伝達が広がる中、インターネットを使用する人と使用しない人との間で、支援に関する情報格差が生じないよう、インターネットの有効活用を図りながらも、他の情報媒体・経路でも情報提供を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	高齢者福祉事業の情報提供	随時	随時	随時	随時

事業名		①-2 相談窓口の充実			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会、地域包括支援センター	担当課	人権推進課 福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>日常生活上の種々の悩みや困りごとの相談に対応するため「心配ごと相談」を実施するとともに、予防・早期発見・早期対応のため、福祉課に有資格者を配置し、介護・福祉に関する支援体制を強化します。</p> <p>地域包括支援センター及び総合相談支援センターでは、総合相談を実施するとともに、必要に応じ訪問相談を行います。</p> <p>また、高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者の増加やDV等の虐待・介護うつ、介護離職による貧困などのほか、悪徳商法等の犯罪や新型コロナウイルス感染症などの影響といった社会情勢を踏まえた相談内容など多様化・複合化する相談に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実化を図るとともに、相談事業の周知のための啓発活動を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	心配ごと相談	12回	12回	12回	12回
	総合相談	4,500回	5,000回	5,000回	5,000回
	総合窓口の設置	適宜	適宜	適宜	適宜



## (2) 権利擁護事業の推進

地域の見守り活動により高齢者への虐待を早期発見し、関係機関との連携により問題解決に努めます。また、判断能力が不十分な高齢者等の権利を擁護し、財産の保全・有効活用を図るため、成年後見制度の活用を促進するとともに、増加が見込まれる利用者への相談体制の強化を図ります。



### ①安心体制の充実

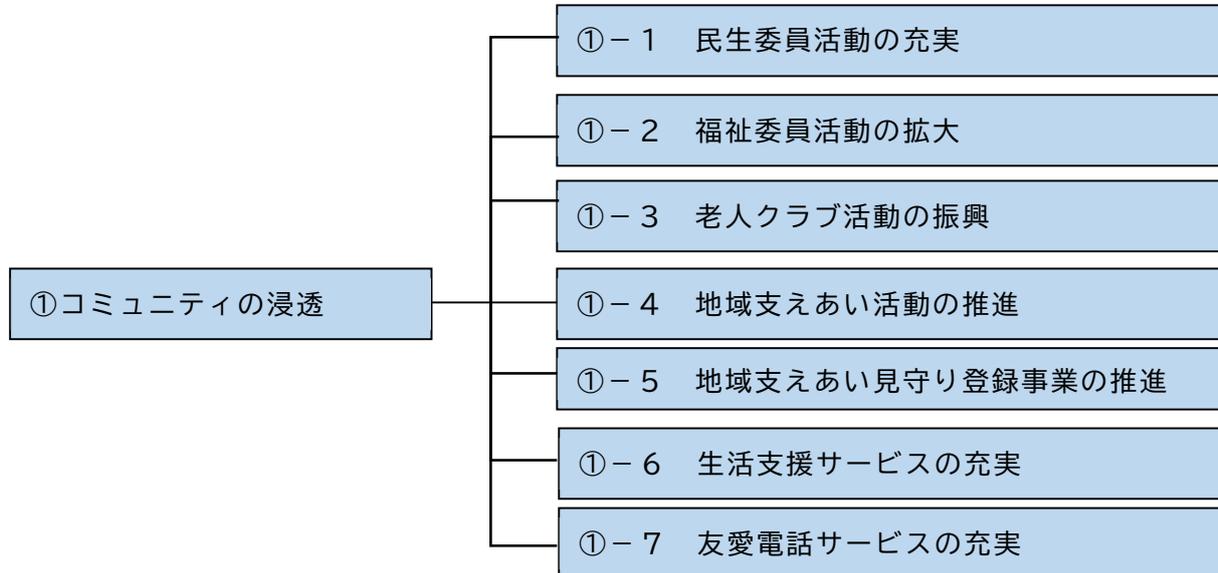
事業名	①-1 虐待防止体制の充実				
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	民生委員や福祉委員の見守り活動等を通して、高齢者への虐待の早期発見に努めるとともに、問題解決のためのケース会議を開催します。 また、関係機関との連携を強化し、迅速に対応できる体制を整備するほか、見守り活動のネットワークを活用し、虐待防止体制の充実を図ります。				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	民生委員、福祉委員との連携	随時	随時	随時	随時
	ケース会議の開催	随時	随時	随時	随時

事業名		①-2 成年後見制度の活用促進			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター 成年後見支援センター 大里広域市町村圏組合	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>意思能力・判断能力が低下している認知症高齢者等の権利を擁護し、財産を保全・有効活用するため、寄居町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関する相談や利用支援及び制度広報を推進するとともに、福祉サービスの利用手続や日常的金銭管理などの援助を行う「あんしんサポートねっと」を推進します。</p> <p>成年後見申立の親族不在者について、町長申立の積極的な対応を行うとともに、低所得の高齢者を対象に、町長申立に要する経費や成年後見人等の報酬に関する助成を行い、成年後見制度の活用促進を図ります。</p> <p>また、成年後見支援センターにおける市民後見人養成講座等により、市民後見人の育成を推進するとともに、社会福祉協議会が行う法人後見業務を支援し、制度を必要とする高齢者を支える体制の整備に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	成年後見制度の利用支援 (成年後見支援センター)	85件	85件	90件	95件
	成年後見制度の利用支援 (大里広域市町村圏組合)	5人	5人	5人	5人
	成年後見町長申立	4人	4人	4人	4人
	あんしんサポートねっと 利用者数	30人	30人	35人	40人
市民後見人養成講座の開催	7回	7回	7回	7回	

事業名		①-3 権利擁護事業の普及・啓発			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>町民の高齢者虐待や成年後見制度に関する知識向上を図り、これらの制度を必要とする方を地域社会全体で早期発見・早期対応できる体制づくりを推進するため、パンフレットの配布、民生委員や支援者への周知を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	広報誌掲載	2回	2回	2回	2回

### (3) 地域コミュニティの充実

ひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者が地域の中で孤立せず、安心して暮らせるよう、民生委員活動、福祉委員活動、地域支えあい活動、ふれあいサービス活動など、町民相互の支えあい活動を推進し、地域コミュニティにおけるつながりの強化、担い手の増加を図り、重層的支援体制の充実に努めます。



#### ①コミュニティの浸透

事業名		①-1 民生委員活動の充実			
事業内容	事業主体	町、民生委員	担当課	福祉課	
	ひとり暮らし高齢者や生活に支援が必要な高齢者を地域で見守るため、関係機関等との連携を強化し、民生委員活動の充実に努めます。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	民生委員数 (主任児童委員を除く)	73人	73人	73人	73人
	担当地区内の延べ訪問活動	11,000回	11,000回	11,000回	11,000回
	ひとり暮らし高齢者の把握	1回	1回	1回	1回

事業名		①-2 福祉委員活動の拡大			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会、福祉委員	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>配慮を必要とする高齢者等の見守り活動・交流活動・日常生活支援活動を実施する福祉委員を配置し、高齢者の生活福祉課題の把握に努めるとともに、民生委員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携を図り、地域において対応できる簡易な日常生活支援活動を提供します。</p> <p>また、公民館単位地区ごとの地域支えあいの会連絡会で各行政区間の情報交換を促進し、取り組みの底上げを図っていきます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	福祉委員数	374人	370人	370人	370人
	日常生活支援活動	随時	随時	随時	随時

事業名		①-3 老人クラブ活動の振興			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会 老人クラブ連合会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>身近な地域の交流の場である「老人クラブ」活動費の助成を行うとともに、老人クラブ友愛チームによるひとり暮らし高齢者等への友愛訪問サービスを実施します。</p> <p>また、魅力ある事業の創設や活動を検討し、老人クラブへの加入を促進することで、会員同士や地域のつながりの強化を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	老人クラブ会員数	1,057人	1,100人	1,200人	1,300人
	老人クラブ友愛チーム数	21団体	22団体	23団体	24団体

事業名		①-4 地域支えあい活動の推進			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>公民館単位で組織された地域支えあいの会連絡会の支援を通じて、事業取り組みの底上げや活動の主体性を育成するとともに、地域支えあいの会の運営支援や、地域の福祉課題解決の調整を図る地域福祉コーディネーターを配置し、事業拡大に応じた体制を強化します。また、地域支えあいの会の運営強化を促進するとともに、共助のまちづくりネットワーク会議の活動を通じて、町民相互による共助のまちづくりを推進します。</p> <p>川北地区設置の常設サロン「いこいの家」、川南地区設置の常設サロン「ほほえみの家」の運営を支援し、地域の担い手育成、高齢者の社会参加へのきっかけづくりの場を提供するとともに、全中学校区における常設サロンの設置に向けて、地域に働きかけを行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	連絡会支援地区数	7地区	7地区	7地区	7地区
	地域福祉コーディネーターの配置	3人	3人	3人	3人
	常設サロン運営支援	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所

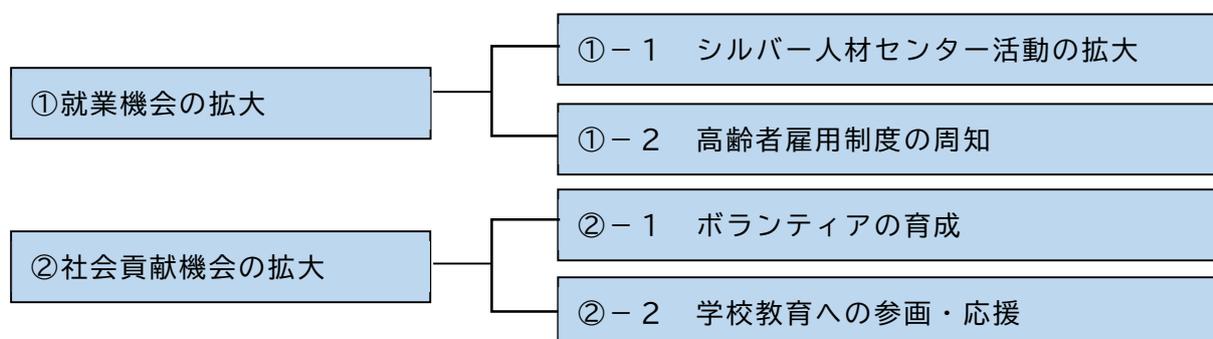
事業名		①-5 地域支えあい見守り登録事業の推進			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>配慮を要する高齢者等の見守り希望者を登録し、登録者の同意を得たうえで、町、社会福祉協議会、地域支えあいの会会員である民生委員、福祉委員等がそれぞれ必要な情報を共有し、安定した見守りを提供します。</p> <p>未登録者に対しては、社会福祉協議会が作成している「ほっとライン通信」などの広報誌を活用し、周知に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	日常生活の見守り登録者数	630人	640人	650人	660人

事業名		①-6 生活支援サービスの充実			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会 シルバー人材センター	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>日常生活を営むのに支障のある要支援・要介護認定者以外の高齢者に対し、「ふれあいサービス」（協力会員による有償の家事援助や外出付き添いサービス）を提供するとともに、介護保険事業での対応について検討します。</p> <p>また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、「ふれあいサービス」では対応できない家事以外の生活援助等をシルバー人材センターでも提供します。</p> <p>さらに、ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯の食生活の安定と見守り活動を目的とした配食サービスを行います。</p> <p>これらの活動は今後、需要の増加が見込まれるため、協力会員の確保に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	ふれあいサービス利用者数	87人	87人	87人	87人
	ふれあいサービス協力会員数	17人	17人	18人	19人
	(自立)生活援助サービス利用者数	1人	3人	3人	3人
ふれあい配食サービス(再掲)	13,500食 155人	13,500食 155人	13,550食 160人	13,600食 165人	

事業名		①-7 友愛電話サービスの充実			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会 もしもし電話の会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>民生委員や区長を通じて積極的な広報を行い、会員の増加を図りながら、閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対し「もしもし電話の会」による友愛電話サービスを行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	友愛電話サービス対象者	7人	10人	11人	12人
	友愛電話サービス実施回数	月1-2回	月1-2回	月1-2回	月1-2回
もしもし電話の会会員数	6人	7人	8人	9人	

#### (4) 高齢者の活躍機会の拡大

元気な高齢者が地域の中で活躍できるよう、シルバー人材センターなどを通して就業機会を拡大するとともに、社会福祉協議会のボランティアセンターなどを通して社会貢献機会を拡大します。活動内容の周知啓発を行い、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。



#### ①就業機会の拡大

事業名	①-1 シルバー人材センター活動の拡大				
事業内容	事業主体	シルバー人材センター	担当課	福祉課	
	高齢者の就業機会を拡大するため、町民に対しシルバー人材センター活動及び仕事内容の周知を図り、会員数の拡大及び能力を生かした就業分野の拡充を図ります。また、会員の技術向上のための研修会を実施します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	活動のPR	2回	2回	2回	2回
	会員数	360人	365人	370人	375人
	60歳以上の就業者数	360人	365人	370人	375人

事業名	①-2 高齢者雇用制度の周知				
事業内容	事業主体	ハローワーク	担当課	産業振興企業誘致課	
	事業主に対して、各種高齢者雇用制度の周知を強化し、継続雇用の増加を促進します。そのため、各種高齢者雇用制度に関するチラシやパンフレットを、事業主が集まることが想定される企業説明会などに持参し周知を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	事業主に対する啓発活動	随時	随時	随時	随時
	就労相談(60歳以上)	2,000件	1,900件	1,900件	1,900件
	就職(60歳以上)	100件	100件	100件	100件

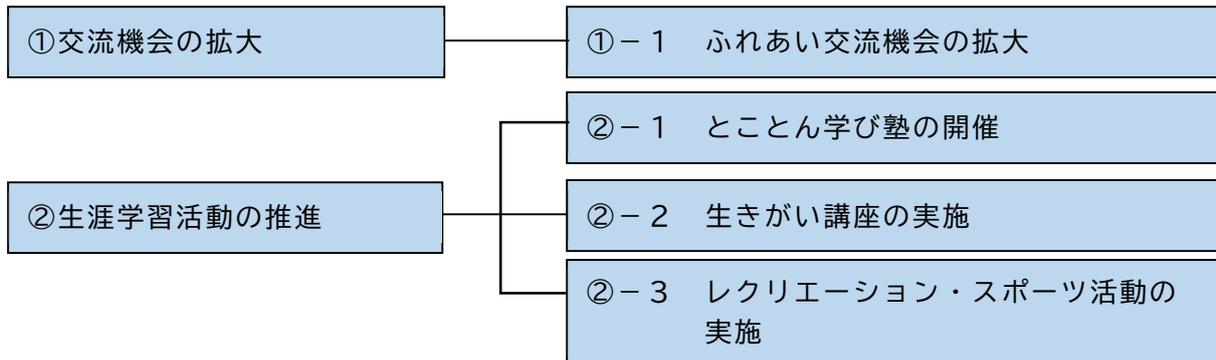
## ②社会貢献機会の拡大

事業名		②-1 ボランティアの育成			
事業内容	事業主体	ボランティアセンター (社会福祉協議会)	担当課	福祉課 (社会福祉協議会)	
	<p>高齢者がボランティアとして地域の中で活躍できるよう、その動機付けとなる情報の提供やボランティア養成講座を実施し、活動者の増加を図ります。ボランティアの活動の場の拡大を図るため、豊富な活動メニューの構築を目指します。既に登録しているボランティアを対象としたフォローアップ講座を実施します。</p> <p>また、シニア世代を対象に高齢期の生活講座を開催し、地域活動の人材育成を推進するとともに、活動者の生きがいづくりを支援します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	ボランティアだより発行	4回	4回	4回	4回
	ボランティア養成講座の実施	3件	3件	3件	3件
	ボランティア体験プログラム	25件	25件	25件	25件
ボランティア登録数	171人	180人	190人	200人	

事業名		②-2 学校教育への参画・応援			
事業内容	事業主体	小中学校、教育委員会	担当課	教育指導課	
	<p>高齢者がこれまで培った経験や能力を地域社会で活かすため、小中学校の各教科や総合的な学習の時間などで学校支援を行う外部指導者を募集します。</p> <p>また、元気な学校作りを進めるため、町内全小学校を対象に「学校応援団」による学習支援・安全安心の支援・環境美化の支援を行えるボランティアを募集します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	社会人先生の登用	45人	90人	90人	90人
学校応援団の募集	800人	800人	800人	800人	

### (5) 地域交流の活性化

「健康づくり・スポーツ」、「趣味や教養を深める生涯学習プログラム」などへの積極的な参加を促進することで、高齢者一人ひとりが自分らしく生きがいを持って暮らせるよう支援します。また、各地区の高齢者を対象とした「ふれあいいいきサロン」の拡充を図り、閉じこもり予防と地域交流の活性化を促進します。また社会情勢に即した交流の場や交流メニューを検討し、交流の促進を図ります。



#### ① 交流機会の拡大

事業名	①-1 ふれあい交流機会の拡大				
事業内容	事業主体	町、福祉委員、ボランティア 社会福祉協議会 老人クラブ	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>高齢者の交流機会を拡大するため、老人福祉センターと老人クラブ連合会の共催による「趣味の展示会」・「スポーツ大会」等の事業を実施します。また、閉じこもり予防と地域交流を促進するため、各地区の高齢者を対象に、福祉委員を中心に地域支えあいの会が開催する「ふれあいいいきサロン(会食会)」の充実を図ります。</p> <p>老人福祉センターは、高齢者が楽しく交流できるよう、利用料を減免し、高齢者の健康増進を推進します。</p> <p>その他、高齢者と保育所・園児が昔の遊びを行う「老人と子どものふれあい事業」や、老人クラブのスポーツ大会に小学生が参加する「世代間交流促進事業」については、従前通りの開催だけでなく、社会情勢も加味した新しい形での開催も検討します。常設サロンによる地域の担い手づくり、高齢者の社会参加のきっかけづくりの機会を提供する「アクティブシニア社会参加応援事業」を推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	展示会・大会延べ参加者数	2,000人	2,050人	2,100人	2,100人
	ふれあいいいきサロン延べ参加者数	3,600人	3,650人	3,700人	3,750人

事業展開 (続き)	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	「かわせみ荘」延べ利用者数	10,000人	10,000人	12,000人	15,000人
	老人と子どものふれあい事業	1回	1回	1回	1回
	世代間交流促進事業	1回	1回	1回	1回
	常設サロン運営支援(再掲)	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所

②生涯学習活動の推進

事業名		②-1 とことん学び塾の開催			
事業内容	事業主体	町、教育委員会	担当課	生涯学習課	
	中央公民館が開講する「とことん学び塾」を通じて、高齢者の健康づくりと生きがいづくりのさらなる充実を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	「とことん学び塾」の開講	11回	11回	11回	11回

事業名		②-2 生きがい講座の実施			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課(社会福祉協議会)	
	老人福祉センターで実施する「生きがい講座」を通じて、高齢者の健康増進、生きがいづくりや仲間づくりを支援します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
			「生きがい講座」講座数	2講座	10講座
	「生きがい講座」延べ参加者数	300人	400人	450人	500人

事業名		②-3 レクリエーション・スポーツ活動の実施			
事業内容	事業主体	町、教育委員会 社会福祉協議会	担当課	生涯学習課	
	高齢者の趣味活動として「レクリエーション・スポーツ」の振興を図ります。				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	グラウンドゴルフ大会延べ参加者数	200人	200人	200人	200人
	カローリング教室延べ参加者数	30人	30人	30人	30人
	カローリング大会延べ参加者数	90人	90人	90人	90人
	ゲートボール大会開催数	1回	4回	4回	4回
	グラウンドゴルフ大会開催数	2回	2回	2回	2回

